

CLAIR REPORT No.460

ビクトリア州における多文化主義政策について

Clair Report No.460 (June 5, 2018)
(一財)自治体国際化協会 シドニー事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご意見等を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

はじめに

近年、我が国においては在留外国人数が約 238 万人（2016 年末）となり、総人口に占める割合が約 1.7%に達するなど、地域における外国人住民が増加している。これを受けて、外国人住民の定住支援、相互理解等を通じた多文化共生政策が急務となっている。

ここオーストラリアは、国外生まれが 4 分の 1 以上で、家庭で英語以外の言語を使用している者が 2 割強と多文化的な社会を有している一方で、多文化主義政策が 40 年以上にわたって実施されてきた。

本編は、オーストラリアの第二の都市圏のメルボルンを有するビクトリア州における多文化主義政策について、同州における政策の歴史及び各政策集の整理・分析等を行うとともに、実際に各機関・自治体等を訪問・調査した成果をまとめたものである。

当事務所において開催している豪州多文化主義政策交流プログラムは、地方自治体及び地域国際化協会の職員等を対象として、オーストラリアにおける多文化主義政策の実践の場における研修を行うものである。2016 年度まではシドニー都市圏を管轄するニュー・サウス・ウェールズ州を中心に、同州機関、地方自治体、外国人支援組織での研修を行ってきたが、今般の 2017 年度のプログラムは、初めてメルボルン都市圏において、同都市圏を包括するビクトリア州における施策を対象とすることとした。調査先として同州多文化共生部、災害対策機関や移民への英語教育機関やバイリンガル教育校等を訪問するとともに、モナシュ大学においても研修の整理、意見交換を行ったところである。研究者の方からも、メルボルン都市圏での多文化共生政策については日本語文献も少ないとの指摘をいただいている中、同州における多文化主義政策をまとめた本編は上記のプログラムの成果をまとめるのみならず、同州の現状について日本語で伝える情報源となりえるものと考えている。

メルボルン都市圏における多文化主義政策の取組を概観・整理することで、今後の自治体での政策立案の一助となれば幸いである。

(一財) 自治体国際化協会シドニー事務所長
上坊 勝則

目次

はじめに	1
概要	3
第1章 オーストラリアにおける多文化主義社会	3
第2章 統計資料から見るオーストラリアの多文化主義社会	6
第1節 概要	6
第2節 各分野における統計	6
1 人口	6
2 宗教	9
3 言語	10
4 出入国管理及び人口推計	10
第3章 ビクトリア州における多文化主義	13
第1節 概要	13
1 ビクトリア州の概要	13
2 ビクトリア州多文化主義政策の歴史	13
第2節 ビクトリア州における多文化主義政策総合推進機関	17
1 州多文化共生部	17
2 州多文化委員会	17
第3節 「ビクトリア州民であることの誇り」政策	20
1 概要	20
2 ビクトリア州価値観宣言	20
3 州政府全部署による多文化問題に対する成果目標	21
4 本政策の共有手段	30
第4節 州関係機関による取組	33
1 AMES Australia	33
2 州危機管理局	35
3 メルボルン都市消防局及び地方消防局	37
4 ハンティングディール小学校	41
第5節 地方自治体による取組（ブリスベン市）	42
1 ブリスベン市の概要	42
2 多文化主義に関する主な行政計画	43
3 多文化主義に係る事業	43
おわりに	45
参考文献	48

概要

オーストラリアは、移民の受入を積極的に行っており、国民の4分の1以上が国外出生者（2016年オーストラリア国勢調査）である。また、持続的な経済成長をしており、実質GDPは四半世紀以上にわたり増加を続けている。

世界で最も住みやすい都市とされるメルボルンの所在するビクトリア州は、多文化主義政策に早くから取り組んでおり、経済的な成長に好影響を与えていることは州政府も認めているところである。また、ビクトリア州は2030年代にはオーストラリア最大規模の人口を擁するという予測も出されており、多文化主義政策の成功事例であるともいえる。

同州の多文化主義政策の多くは、移民や難民の受入・定住を目的としたものであるが、近時の日本における政策立案にも参考になるかと思われる。

第1章では、オーストラリアにおける多文化主義政策の概要を紹介する。

第2章では、2016年に実施された国勢調査や各種統計情報を基に、オーストラリアの多文化主義社会の実態を紹介する。

第3章では、ビクトリア州における多文化主義政策について、現行の州政府の政策を中心に、関係各機関等の取組も含め紹介する。

最後に、ビクトリア州の取組について、筆者による若干の私見を記した。

なお、本レポートの記述は2018年3月現在の情報に基づくものである。

本レポートは平成29年度豪州多文化主義政策交流プログラムで得た知見に基づく記述も含まれており、当該プログラムに御協力いただいた講師の皆様及びプログラム中、積極的に講師陣と意見交換をされていた参加者の皆様に感謝の意を表したい。

※ 豪州多文化主義政策交流プログラムとは、行政、NPO、地域社会が一体となって多文化主義政策を展開しているオーストラリアで、地方行政・地域づくりについての理解を深め、日本における多文化共生に対応した地域づくりの現状や課題を見直すとともに、国際感覚のかん養を図ることを目的とする自治体国際化協会主催の視察研修である。平成29年度はビクトリア州にて実施された。

第1章 オーストラリアにおける多文化主義社会

オーストラリアは、2016年に行われた国勢調査によれば、国民の4分の1以上が国外で出生しており、英語以外の母国語を用いる様々な国から移民を受け入れている。その結果、オーストラリアの主要都市では、主要な施設、サービスで多言語対応がされており、公的機関のパンフレット等が複数の言語で翻訳された状態で住民に提供されることは珍しいことではない。また、各地に出身国や文化、宗教を同一とするコミュニティが形成されており、地域によっては、あたかも別の国に来たかのような街並みとなっている地区も存在する。

中でも、オーストラリアで二番目の人口規模を誇るメルボルン¹が所在するビクトリア州は、第二次世界大戦後、積極的な移民受入政策を行っており²、オーストラリアにおいて有数の多文化主義の進んだ地域である³。また、同州は経済成長を続けており、人口規模においても将来的にシドニーのあるニュー・サウス・ウェールズ州を抜いてオーストラリア最大になるとも言われている。そして、この成長の理由の一つとして、長年にわたる移民の受入及びその受入政策の成功があるとされている⁴。

オーストラリアの行政構造は、連邦、州・特別地域、地方自治体という三層構造になっている。図表1-1のとおり、日本と異なり州に広範な権限が付与され、連邦政府及び地方自治体の権限は限定的である⁵。州は、学校教育、公立病院、消防、警察、公共交通等を管轄しており、広範な住民サービスを提供している。そのため、多文化主義政策においても、州が中心的な役割を担っている。一方、地方自治体もコミュニティ運営において、重要な位置を占めており、州の方針に基づき、独自の多文化主義政策を行っている自治体も存在する。

本稿では、ビクトリア州の多文化主義政策について、州、地方自治体及び各機関における取組を紹介する。

¹ 本稿における「メルボルン」は、特段の指定がない限りメルボルン大都市圏（Greater Melbourne）を指す。なお、都心部の自治体を指す場合は「メルボルン市」とする。

² 1800年代後半のゴールドラッシュ時代に多くのギリシャ人が入植したメルボルンは、ギリシャ以外で最もギリシャ人が多い街とされている。

Herald Sun, *How Greek migration to Melbourne shaped our city*, <<http://www.heraldsun.com.au/news/victoria/how-greek-migration-to-melbourne-shaped-our-city/news-story/485290e53f645054e9251284f5205e31>> (Accessed 2018-01-15).

³ SBS News, *Does multiculturalism make a city more 'liveable'?*, <<https://www.sbs.com.au/news/does-multiculturalism-make-a-city-more-liveable>> (Accessed 2018-01-15).

⁴ Invest Victoria, *Great people*, <<http://www.invest.vic.gov.au/en/why-melbourne/great-people>> (Accessed 2018-01-15).

⁵ 連邦政府の専属的権限は、関税・消費税の課税や貨幣製造等に限定され、関税・消費税以外の課税や防衛、外交、社会福祉、年金等は州との共管権とされている。州は警察、消防等の危機管理のほか、教育や保健衛生等を行う。

図表 1 - 1 各層政府の権限⁶

連 邦		州・特別地域 ⁷	地方自治体
専属的権限	共管権 ⁸	その他の権限	
連邦憲法に規定されている、連邦に専属する権限 ⁹	連邦憲法に規定されている、連邦政府と州が行使し得る権限 ¹⁰	専属的権限・共管権以外の権限（州のみが行使し得る権限）	各州がそれぞれの地方自治法により地方自治体に付与した権限
〈例〉 ・関税・消費税の課税 ・硬貨製造 ・連邦憲法改正の発議 等	〈例〉 ・関税・消費税以外の課税 ・防 衛 ・外 交 ・社会福祉 ・年 金 ・郵便制度 ・度量衡制度 ・銀行運営 ・保険運営 ・著作権制度 等	〈例〉 ・警 察 ・消 防 ・救 急 ・公立学校 ¹¹ ・公立病院 ・環境保全 等	〈例〉 ・地方道整備 ・山火事対策 ・公衆衛生 ・児童保育 ・ごみ収集 ・建築確認 ・土地利用計画 等

⁶ 久保田治郎編著『オーストラリア地方自治体論』、ぎょうせい、1998年

⁷ 首都キャンベラでは、首都特別地域政府が州及び地方自治体の機能を果たしている。

⁸ 権限行使に関し、連邦と州で競合したときは連邦の権限が優先する（109, Chapter5, Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution)）。

⁹ 90, Chapter4;115, Chapter5 Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution).

¹⁰ 51, Part5, Chapter1, Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution).

¹¹ ニュー・サウス・ウェールズ州は、義務教育を6歳以上15歳未満と定める（Section21B, Division2, Part3, Education Act 1990 No 8）。

第2章 統計資料から見るオーストラリアの多文化主義社会

第1節 概要

オーストラリア統計局（ABS：Australian Bureau of Statistics、以下では「統計局」という。）では、5年に一度全ての滞在者を対象に国勢調査¹²を実施している。

国勢調査には、出生地、話す言語、宗教、出身民族、あるいは英語面での補助が必要かどうかといった項目が盛り込まれ、これらの調査結果は政府が行う各種政策立案の基礎的資料として活用されている。

本章においては、まず文化的多様性のあるオーストラリア社会の特徴を2016年国勢調査の結果並びに最近の統計局及び移民政策所管の連邦内務省（Department of Home Affairs）¹³の公表数値などから紹介することとしたい。

第2節 各分野における統計

1 人口

オーストラリアの総人口は2,340万1,892人（2016年8月時点、国勢調査公表数値）であり、内訳として国内で出生した者が1,561万4,835人（66.7%）、国外で出生した者が616万3,652人（26.3%）となっている¹⁴。

国外出生者の出身国については、図表2-1のとおり、最も多いのが旧宗主国である英国で、次いで中国、そして近隣国のニュージーランドとなっている¹⁵。

中国及び4番目のインドは、1970年代以降に急増した新興の移民グループであり、

¹² オーストラリアにおける国勢調査（Census）は、基準日（直近の調査の基準日は2016年8月9日）に国内に滞在する全ての人（観光客を含む）を対象としたもので、回答は義務とされる。そのため、調査に協力しなかった場合には最高180ドルの違反金が課される。観光客の場合はホテルで回答し、友人宅に宿泊している場合はその友人宅の世帯員として回答することになる。他方、基準日に国外にいるオーストラリア国民は回答不要とされる。また、2016年実施分から原則インターネットによるオンライン調査となった。

調査項目は合計60項目あり、氏名、性別、出生年月日、世帯の人数、出生国、両親の出生地、家庭で使用する言語、英会話能力の程度等が必須とされ、宗教についても任意での回答が求められている。岡元里奈「豪州の国勢調査、オンライン回答を導入」日経グローバル2016年12月5日号（日本経済新聞社、2016年）

¹³ 2017年7月18日をもって、これまで移民政策を所管していた移민국境防衛省（Department of Immigration and Border Protection）は新設の内務省へと統合された。

¹⁴ 構成比は、四捨五入を行って算出している。図表2-1、2-2、2-3、2-4も同様である。なお、自らの出生国を明らかにしていない者と無回答の者も調査対象に含まれているため、構成比の合計が100%とならない。図表2-2の構成比も同じ。

¹⁵ 2011年の調査結果では、出身国が多い順に、①英国、②ニュージーランド、③中国、④インド、⑤イタリア、⑥ベトナム、⑦フィリピン、⑧南アフリカ、⑨マレーシア、⑩ドイツとなって、⑪ギリシャ、⑫スリランカ、⑬米国、⑭レバノン、⑮オランダとなっており、ヨーロッパ圏が多かったのが分かる。

ABS, *AUSTRALIA (0) 2011 Census of Population and Housing Basic Community Profile Catalogue number 2001.0*,

<http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2011/communityprofile/0?op=endocument> (Accessed 2018-01-15).

5番目のフィリピン、6番目のベトナムなどととも近年アジア諸国からの移民が急増しているほか、8番目の南アフリカからの移民も急増している。

2011年の国勢調査結果と比較すると、国外出身者数が増加しているが、英語を母国語として用いる国々及びヨーロッパ圏からの移民に比べ、アジア諸国やインドからの移民の伸びが大きいのが読み取れる。

図表2-1 国外出生者の出身国別人口及び構成比¹⁶

順位	出身国	人口 (2016年)	人口 (2011年)	増減数	構成比 (%) (2016年)
1	英国	1,078,055	1,195,728	▲ 117,673	4.61
2	中国 (香港を除く)	556,377	318,969	237,408	2.38
3	ニュージーランド	518,466	483,397	35,069	2.22
4	インド	455,389	295,362	160,027	1.95
5	フィリピン	232,386	171,233	61,153	0.99
6	ベトナム	219,355	185,036	34,319	0.94
7	イタリア	174,042	185,403	▲ 11,361	0.74
8	南アフリカ	162,449	145,682	16,767	0.69
9	マレーシア	138,364	116,195	22,169	0.59
10	スリランカ	109,849	86,415	23,434	0.47
11	ドイツ	102,595	108,001	▲ 5,406	0.44
12	韓国	98,776	74,536	24,240	0.42
13	ギリシャ	93,743	99,937	▲ 6,194	0.40
14	香港	86,886	74,955	11,931	0.37
15	米国	86,125	77,009	9,116	0.37
32	日本	42,421	35,378	7,043	0.18
	国外出生者合計	6,163,652	5,294,146	869,506	26.3

国内、国外出生の割合について、州・特別地域¹⁷及び州都に着目すると、図表2-2のとおりとなる。

国外で生まれた者の割合が最も高い州は西オーストラリア州であり、続いてニュー・サウス・ウェールズ州及びビクトリア州となっている。

¹⁶ ABS, *AUSTRALIA (0) 2016 Census of Population and Housing General Community Profile Catalogue number 2001.0*,

<http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/communityprofile/036?opendocument> (Accessed 2018-01-15).

¹⁷ 2018年3月1日現在、オーストラリアには、1901年の連邦結成前の植民地を継承する6つの州（ニュー・サウス・ウェールズ州、ビクトリア州、クイーンズランド州、南オーストラリア州、西オーストラリア州、タスマニア州）と2つの特別地域（北部特別地域、首都特別地域）がある。

他方、州都の所在する都市圏¹⁸では、シドニー（ニュー・サウス・ウェールズ州）がパース（西オーストラリア州）を超える割合となっており、都市部における国外で生まれた者の居住する割合はシドニーが最も高く、次いでメルボルン（ビクトリア州）となっている。

図表 2 - 2 各州及び各州都の人口構成

州・特別地域	国内出生 (%)	国外出生 (%)	都市名	国内出生 (%)	国外出生 (%)
ニュー・サウス・ウェールズ州	65.5	27.7	シドニー	57.1	36.8
ビクトリア州	64.9	28.4	メルボルン	59.8	33.9
クイーンズランド州	71.1	21.6	ブリスベン	67.8	26.1
南オーストラリア州	71.1	22.9	アデレード	68.2	26.3
西オーストラリア州	60.3	32.2	パース	57.3	36.1
タスマニア州	80.7	12.0	ホバート	79.8	13.8
北部特別地域	68.8	19.8	ダーウィン	62.7	25.5
首都特別地域	68.0	26.5	キャンベラ	68.0	26.5

¹⁸ ここでいう統計数値は地方自治体管轄区域内ではなく、統計上の都市圏区域を対象としたものである。

2 宗教

国内の宗教宗徒数についてみると、図表2-3のとおり、キリスト教が全体の約64%を占めており、中でもカトリックと英国国教会が2大宗教派となっている。

しかしながら、近年のアジア諸国からの移民急増を背景に、10年前の2006年の国勢調査と比較すると無宗教の増加とともに、イスラム教、ヒンドゥー教、仏教を中心に他宗教の信仰者が増加しており、その一方、全体のキリスト教の宗徒数が減少している。

図表2-3 主な宗教の状況（2016年国勢調査時点）¹⁹

宗教名		宗徒数 (万人)	構成比 (%)	対2006年 増加率(%)	宗教名	宗徒数 (万人)	構成比 (%)	対2006年 増加率(%)
キ リ ス ト 教	カトリック	529.1	22.6	3.2	仏教	56.4	2.4	34.6
	英国国教会	310.1	13.3	▲ 16.6	イスラム教	60.4	2.6	77.5
	オーストラリア連 合教	87.0	3.7	▲ 23.4	ヒンドゥー教	44.0	1.9	197.2
	長老派	52.7	2.3	▲ 11.7	ユダヤ教	9.1	0.4	2.5
	東方正教	50.3	2.1	▲ 7.6	その他	22.2	0.9	103.2
	バプティスト派	34.5	1.5	9.0	無宗教	704.1	30.1	83.3
	ペンテコスタル派	26.1	1.1	18.6	不明	223.9	9.6	0.7
	ルター派	17.4	0.7	▲ 30.7	合計	2,340.2	100	100
	エホバ派	8.3	0.4	2.0				
	セブンスデー ・アドベンティス ト派	6.3	0.3	13.9				
	その他	98.4	8.1	53.5				
	キリスト教合計	1,220.1	52.1	63.9				

¹⁹ 構成比は

ABS, *AUSTRALIA (0) 2016 Census of Population and Housing General Community Profile Catalogue number 2001.0*,

<http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/communityprofile/036?opendocument> (Accessed 2018-01-15).

3 言語

オーストラリアの公用語は英語であるが、図表 2-4 にあるとおり、約 487 万人（全人口の約 20.8%）が家庭において英語以外の言語を使用している。

図表 2-4 家庭で使用する言語（2016 年国勢調査時点）²⁰

言語	人数 (万人)	全人口に占める 割合 (%)	対 2006 年比 (%)
中国語（北京語）	59.6	2.5	170.5
アラビア語	32.2	1.4	32.0
中国語（広東語）	28.1	1.2	14.9
ベトナム語	27.7	1.2	42.4
イタリア語	27.2	1.2	▲ 14.3
ギリシャ語	23.8	1.0	▲ 5.8
ヒンディー語	16.0	0.7	128.1
スペイン語	14.1	0.6	43.7
パンジャブ語	13.2	0.6	-
タガログ語	11.1	0.5	108.8
韓国語	10.9	0.5	99.5
日本語	5.6	0.2	59.4
その他の言語	217.9		
合計	487.2		

4 出入国管理及び人口推計

オーストラリアへ入国する移民数と人口増加の推移との関係について、図表 2-5 は 1992 年 1 月から 2017 年 1 月までの人口推移を示している。黒い実線で示されているのがオーストラリア全体の人口増加数²¹であり、灰色の実線で示されているのが出入国による増加数²²、そして破線で示されるのが毎年の自然増加数となる。

図表 2-5 では、自然増加数はほぼ毎年 13 万～15 万程度で推移しているのに対し、出入国による人口増加数は、出入国管理政策による影響から毎年変動し、全体の人口増加数は出入国による人口増加数に連動する形で毎年変動している。

このことからオーストラリアにおける人口の将来的な見通しというのは、自然増加に大きな変化がない前提においては、出入国による人口増により変動することになる。つまり、出入国管理の方針に依存するところが大きいことが読み取れる。

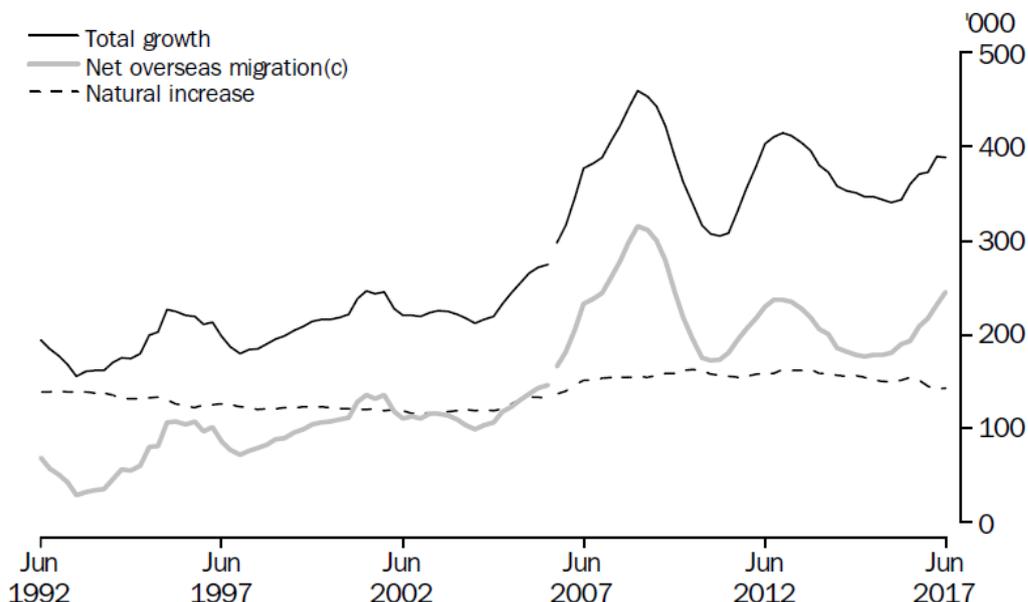
²⁰ ABS, *AUSTRALIA (0) 2016 Census of Population and Housing General Community Profile Catalogue number 2001.0*, <http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/communityprofile/036?opendocument> (Accessed 2018-01-15).

²¹ 自然増加数は毎年の出生数から死亡者数を減じた数値

²² 出入国による人口増加は、永住及び長期滞在といった 12 ヶ月以上滞在する者を対象に、入国者数を出国者数で控除した数を示す。

図表 2 - 5 各年の人口増加の推移²³

COMPONENTS OF ANNUAL POPULATION GROWTH(a)(b), Australia



(a) Annual components calculated at the end of each quarter.

(b) All data to June 2011 is final. From September 2011 to June 2016 all data has a status of preliminary rebased. Thereafter all data is preliminary.

(c) NOM estimates have been calculated using a range of methods over the period, and include a break in series at September 2006 – see Explanatory Notes 12–18.

出入国による人口増は、その大半が移住目的の長期滞在であり、移民の入国形態別の各年の推移を示したものが図表 2 - 6 である。

各年を通じて最も多いのは、技術を持ちオーストラリア社会に貢献すると考えられる者の入国を許可する技術能力永住であり、次いで家族永住となっている。家族永住は、オーストラリアに永住権を持つ者が母国の親族を呼び寄せる。あるいは外国籍の者がオーストラリア市民権（国籍）を持つ者と婚姻関係を持つことにより永住権を取得するといったカテゴリーとなっている。

このような移住許可のほかに難民等の人道的配慮からの移民も毎年一定数受け入れている。

これら移民受入については、連邦内務省が毎年策定する移民受入計画に基づいて行われており、当該年度の入国許可は、この計画を基に行われる。

²³ ABS, *COMPONENTS OF POPULATION CHANGE 3101.0 - Australian Demographic Statistics, Jun 2017* <<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/mf/3101.0>> (Accessed 2018-01-15).

図表 2-6 移民の入国形態別の推移²⁴

カテゴリー		2009-10	2010-11	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	
移 住	家族永住	配偶者	44,755	41,994	45,150	46,325	47,752	47,825	47,825
		子供	3,544	8,499	3,700	3,850	3,850	4,135	3,512
		特定親族	2,468	750	1,252	1,285	585	450	900
		両親	9,487	8,499	8,502	8,725	8,925	8675	8,675
		家族永住計	56,366	60,254	54,543	58,604	60,185	61,112	61,085
	技術能力永住	雇用主保証	40,987	44,345	46,554	47,740	47,450	48,250	48,250
		個人・自営	37,315	36,167	37,772	44,251	44,984	43,990	43,994
		州等保証	18,889	16,175	22,247	21,637	29,756	28,850	28,846
		技術能力有オーストラリア人保証	3,688	9,117	11,800	8,132			
		傑出した才能 ²⁵	199	125	180	200			
		ビジネス成功者	6,789	7,796	7,202	7,010	6,160	6,484	7,260
		技術能力永住計	114,777	107,868	113,725	125,755	128,973	128,550	127,774
	特別適格者	175	501	417	639	842	338	238	
	移住計	171,318	168,623	168,685	184,998	190,000	190,000	189,097	
人道的配慮	難民	6,449	6,003	5,984	5,993	11,980	6,491	5,994	
	特別人道的配慮	4,511	3,233	2,966	714	503	4,505	5,007	
	沿岸保護	2,492	4,534	4,828	7,037	7,505	2,751	2,747	
	一時的人道的配慮	5	-	-	-	-	-	-	
		13,014	13,507	13,770	13,778	13,744	19,988	13,747	
合計	171,644	184,825	182,393	182,463	198,742	209,988	203,747		

²⁴ State Government of Victoria, Department of Home Affairs, *Fact sheet - Australia's Migration Programme*, <<https://www.homeaffairs.gov.au/about/corporate/information/fact-sheets/01backgd>> (Accessed 2018-01-15).

²⁵ 世界的な記録を持つスポーツ選手や国際的に著名な芸術家、世界的に認知されている研究を行っている学者等で、現在も活躍中の人々がこのカテゴリーに申請可能となっている。

Australian Government, Department of Home Affairs, Distinguished Talent visa (subclass 124), <<https://www.homeaffairs.gov.au/Visas/supporting/Pages/124/eligibility-distinguished-talent.aspx>> (Accessed 2018-03-15).

第3章 ビクトリア州における多文化主義

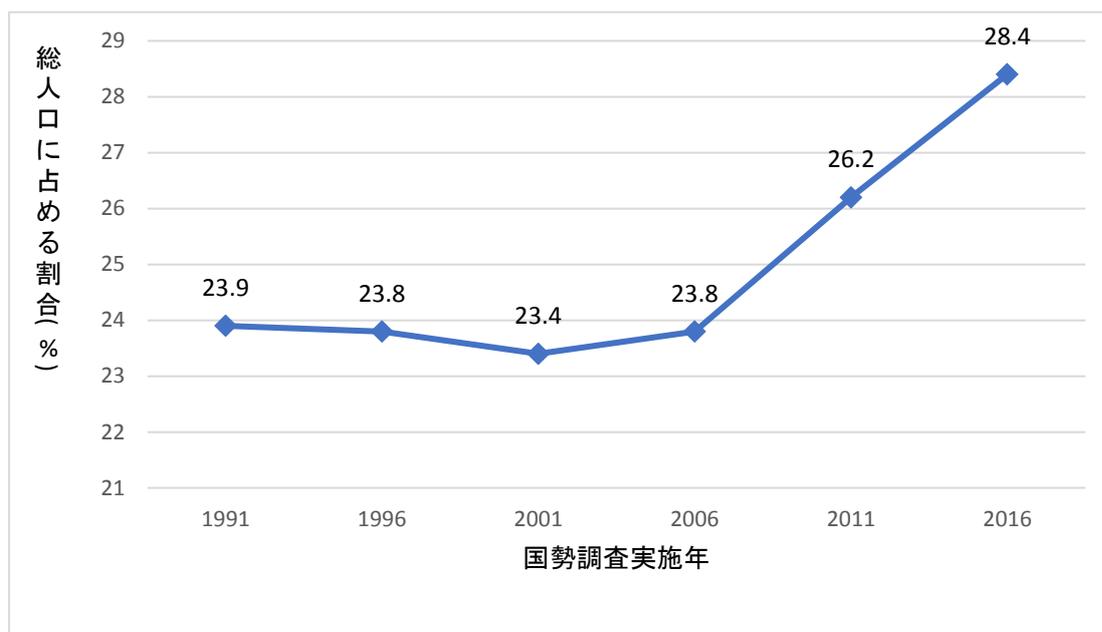
第1節 概要

1 ビクトリア州の概要

ビクトリア州は、面積 22 万 7,495.6 平方キロメートル、人口 592 万 6,624 人のオーストラリア国内第二の州である。州都メルボルンは商業・文化・芸術の中心地であり、2016 年の国勢調査の結果を受け、2030 年代にはオーストラリア最大の都市になるとの予想も出されている²⁶。また、メルボルンは、経済誌『エコノミスト』が毎年作成している「世界で最も住みやすい都市ランキング」(Global Liveability Rankings)において、2011 年から 2017 年現在まで 7 年連続世界一となっている²⁷。

州内の文化及び言語の多様性については、国外生まれの移民人口は 168 万 219 人で、図表 3-1 のとおり、州内全人口に占める割合も 28.4%となっている。

図表 3-1 ビクトリア州の総人口に占める国外出生者の割合²⁸



2 ビクトリア州多文化主義政策の歴史

(1) 関連法令及び行政機関等

州による多文化主義政策は、連邦が「人種差別禁止法 (Racial Discrimination Act

²⁶ The Australian Business Review, *Melbourne set to overtake Sydney*, <<https://www.theaustralian.com.au/business/bettercities/melbourne-set-to-become-nations-most-populous-city-by-2030s/news-story/59ab02029829655b7be9e894a0133cbc>> (Accessed 2018-01-15).

²⁷ The Economist, *Global liveability has improved for the first time in a decade*, <<https://www.economist.com/blogs/graphicdetail/2017/08/daily-chart-10>> (Accessed 2018-01-15).

²⁸ Multicultural Affairs and Social Cohesion Division, Premier and Cabinet

1975)」を策定した翌年の 1976 年から始まる²⁹。同年、州は政府内に移民・民族省 (Ministry for Immigration & Ethnic Affairs) を設置した。その後、1992 年に、民族問題対策部署 (Ethnic Affairs Unit) が設立され、次いで 1996 年に、これに代えて多文化問題対策部署 (Multicultural Affairs Unit) が設立されるなどした結果、現在では、首相内閣府 (Premier and Cabinet) の多文化共生部 (Multicultural Affairs and Social Cohesion Division) の所管となっている³⁰。

多文化主義政策に関する独立行政委員会として、1983 年に民族問題委員会法 (Ethnic Affairs Commission Act 1983) に基づき、州民族問題委員会 (Victorian Ethnic Affairs Commission) が設立された。その後、1996 年に民族問題委員会法は、州多文化委員会法 (Victorian Multicultural Commission Act) へと改正され、委員会名も州多文化委員会 (Victorian Multicultural Commission) へと変更された³¹。

多文化主義政策に関する近時の主な州法としては、2001 年に制定された人種・宗教寛容法 (Racial and Religious Tolerance Act 2001) がある。同法は、人種や宗教についての中傷について申立てが認められており、この申立ては、州機会均等人権委員会 (Victorian Equal Opportunity and Human Rights Commission) ³² に対し行われ³³、是正がなされる。同委員会では、他にも専用電話回線による後述の権利義務憲章についての情報提供及び機会均等に係る教育・研修・相談業務、機会均等問題に係る意見交換会等を実施している。

2004 年には、州多文化法 (Multicultural Victoria Act (MVA)) が制定された。同法は 2011 年に改正され、多文化主義に関する主要な現行法 (Multicultural Victoria Act 2011) である。この法律により、州政府関連部署の長 (Department Head) 及び多文化委員会は、会計年度終了後、多文化担当大臣に対し、多文化主義政策に関する成果と積極的な取組について報告書の提出 (Reporting Requirement) が義務付けられている³⁴。

²⁹ 同法は、適宜改正がなされているが、現行法である。なお、オーストラリアにおける多文化主義政策のあらまし及び連邦政府が行った多文化主義政策の歴史の詳細については下記を参照されたい。自治体国際化協会「オーストラリアの多文化主義政策」『CLAIR REPORT』第 358 号、2011 年

³⁰ Victorian Multicultural Commission, *Multicultural Affairs and Social Cohesion division*, <<https://www.multicultural.vic.gov.au/about-us/multicultural-affairs-and-social-cohesion-division>> (Accessed 2018-01-15).

³¹ Victorian Multicultural Commission, *Victorian Multicultural Commission*, <<https://www.multicultural.vic.gov.au/about-us/victorian-multicultural-commission>> (Accessed 2018-01-15).

³² Victorian Equal Opportunity and Human Rights Commission, *About the Commission*, <<http://www.humanrightscommission.vic.gov.au/home/about-us>> (Accessed 2018-01-15).

³³ 2016 年度は、694 件の申立てがなされ、36%が解決された。なお、申立は人種、人権侵害だけでなく、障害や性別、搾取行為等の不公平及び差別についても申立可能である。

Victorian Equal Opportunity and Human Rights Commission, *Victorian Equal Opportunity and Human Rights Commission Annual Report 2016-17 - Nov 2017*, <<https://www.humanrightscommission.vic.gov.au/home/our-resources-and-publications/annual-reports/item/1637-victorian-equal-opportunity-and-human-rights-commission-annual-report-2016-17-nov-2017>> (Accessed 2018-01-15).

³⁴ 改正前の旧法では、州政府関連部署の長のみ報告書の提出が義務付けられており、多文化委員会には、業務活動報告が義務付けられているのみであった。2011 年の改正で、同委員会にも、州政府関連部署と同様の報告書の提出が義務付けられた。

また、2006年には、権利義務憲章法（Charter of Human Rights and Responsibilities Act 2006）が制定され、2008年から施行されている。この憲章では、市民の権利や政治的権利、ビクトリア州法から認められる慣習的な権利が政府及びコミュニティによって保護されるとされている。この憲章に違反している場合には、州オンブズマン（Victorian Ombudsman）が申立てに基づく勧告を行うことになる。また、州オンブズマンは、この憲章の改善点についての提案も行っている³⁵。

（2）近時の政策

図表3-2のとおり、いくつかの多文化主義についての政策が発表され、これに基づく事業が実施されてきた。

2002年には、文化的多様性重点政策（Valuing Cultural Diversity）が発表された。この政策により、4年間で200万豪ドルが措置され、文化的多様性を持つ住民通訳・翻訳サービスの利用向上を目指してガイドラインの作成等が行われた。また、開業医向けに、インターネットを利用した医療翻訳システムも構築し、英語以外での医療情報を住民に提供できる環境が整備された³⁶。

次いで、2009年に「私たちみんな」（All of Us）政策が発表された。この政策により、難民保健師事業（Refugee Health Nurse Program）³⁷が開始された。これは、難民が医療サービスを利用する際の心理的障壁を軽減するために実施された。また、州警察では、多文化コミュニティへの関与方針が制定され、多文化コミュニティ担当部署及びコミュニティとの連絡調整を行う専門職員が導入された。

さらに、2014年に「ビクトリア州の強み」（Victoria's Advantage）政策が発表された。この政策は、多文化主義による利益の最大化及び市民のコミュニティへの参加、社会的一体性、柔軟かつ利用しやすいサービスの提供を目的に策定された。実施された事業は従前の政策と類似のものが多く、コミュニティとの連携及び活用を主眼に置いており、コミュニティリーダー養成事業等が実施された³⁸。

現行の政策は、2017年2月に発表された「ビクトリア州民であることの誇り」（Victorian. And Proud of It.）政策である。この政策については、次項で概要を確認する。

また、2017年3月には、連邦から多文化主義政策に関する政策方針として、「多文化国家オーストラリア：結束と力強さと成功を」（Multicultural Australia: United,

Section 25, Part5; Section26, Part6, Multicultural Victoria Act 2011

³⁵ Victorian Ombudsman, *Ombudsman makes submission to Human Rights Charter review*, <<https://www.ombudsman.vic.gov.au/Publications/Submissions/Ombudsman-makes-submission-to-Human-Rights-Charter>> (Accessed 2018-01-15).

³⁶ Health Translations Directory, *About us*, <http://www.healthtranslations.vic.gov.au/bhcv2/bhcht.nsf/pages/about_us> (Accessed 2018-01-15).

³⁷この事業は、現在も難民保健事業（Refugee Health Program）として継続されている。

Victorian Refugee Health Network, *Refer*, <<http://refugeehealthnetwork.org.au/refer/refugee-health-nurse-program/>> (Accessed 2018-01-15).

³⁸ Leadership Victoria, *2018 New & Emerging Communities Leadership Program*, <<https://www.leadershipvictoria.org/programs/new-emerging-communities-leadership-program>> (Accessed 2018-01-15).

Strong, Successful) が発表されている³⁹。この政策方針は、「新たにオーストラリア移民となった人々の経済的及び社会的統合」(social integration by new migrants) という表現が使われており、個々の文化・価値観を認めず多文化主義を否定しているようにも読み取れるため、批判の対象となっている⁴⁰。

図表 3 - 2 近時の主な法律及び政策 (連邦及びビクトリア州、2018 年 1 月 15 日時点)⁴¹

年	法律名・政策名	主体
2001	人種・宗教寛容法 制定 (現行法)	州
2002	文化的多様性重点政策 発表	州
2004	ビクトリア州多文化法 制定	州
2006	権利義務憲章法 制定 (現行法)	州
2009	「私たちみんな」 発表	州
2011	ビクトリア州多文化法 改正 (現行法)	州
2014	「ビクトリア州の強み」 発表	州
2015	人種差別禁止法 改正 (現行法)	連邦
2017	「ビクトリア州民であることの誇り」 発表 (現行政策)	州
2017	「多文化国家オーストラリア: 結束と力強さと成功を」 発表 (現行方針)	連邦

³⁹ Australian Government, Department of Social Services, *Multicultural Australia: United, Strong, Successful*,

<<https://www.dss.gov.au/settlement-and-multicultural-affairs/australian-governments-multicultural-statement>> (Accessed 2018-01-15).

同時期に連邦政府は、人種差別禁止法の人種・国籍等による差別禁止条項 (Section 18C, Part II A) の規制緩和を試みたが、改定案は下院を通過したものの、上院にて破棄されている。

ABC News, *Section 18C: What's all the fuss and why does it matter?*,

<<http://www.abc.net.au/news/2017-03-21/section-18c-whats-the-fuss/8374136>> (Accessed 2018-01-15).

ABC News, *18C: Proposed changes to Racial Discrimination Act defeated in Senate*,

<www.abc.net.au/news/2017-03-30/18c-racial-discrimination-act-changes-defeated-in-senate/8402792> (Accessed 2018-01-15).

⁴⁰ なお、日本語版の政策方針では、「オーストラリアでの生活に溶け込む」という表現がされている。

The Sydney Morning Herald, *Turnbull evokes Howard on multiculturalism*,

<<https://www.smh.com.au/national/nsw/turnbull-evokes-howard-on-multiculturalism-20170320-gv1ofu.html>> (Accessed 2018-01-15).

Conversation, *The government's multicultural statement is bereft of new ideas or policies – why?*,

<<https://theconversation.com/the-governments-multicultural-statement-is-bereft-of-new-ideas-or-policies-why-74838>> (Accessed 2018-01-15).

ビクトリア州多文化大臣のロビン・スコット氏は、この連邦の声明を「時代に逆行している」として批判している。

Premier of Victoria, *Statement on Multicultural Australia*

<<https://www.premier.vic.gov.au/statement-on-multicultural-australia/>> (Accessed 2018-01-15).

⁴¹ Victorian Multicultural Commission, *Legislation* <<https://www.multicultural.vic.gov.au/about-us/legislation>> (Accessed 2018-01-15).

Australian Government, Department of Social Services, *Fact Sheet - Australia's Multicultural Policy* <<https://www.dss.gov.au/our-responsibilities/settlement-and-multicultural-affairs/publications/fact-sheet-australias-multicultural-policy>> (Accessed 2018-01-15).

第2節 ビクトリア州における多文化主義政策総合推進機関

1 州多文化共生部

同部は、政策立案に関する助言及び政策の改善を行う部署であり、多文化主義に関する情報の調査・分析を行っている。また、亡命希望者・難民⁴²や社会的一体性、言語サービスの利用についての事業を行っている。

また、多文化主義についての各種助成金や事業も行っている。

2 州多文化委員会

(1) 組織概要

同委員会は、前述のとおり独立行政委員会として、1983年から、文化的・言語的多様性を持つコミュニティと州との橋渡しを行ってきた。様々な背景を持つ12人の委員で構成されている⁴³。

根拠法は、前述の州多文化法であり、同法の2011年改正により設置されたのが、地域諮問評議会（以下「評議会」という。）（Regional Advisory Councils）である。

(2) 目的

州多文化法に規定されている委員会の目的は次の事項の促進である。

- ① ビクトリア州の多様なコミュニティが、社会的、文化的、経済的、政治的生活に完全に参加すること
- ② ビクトリア州の多様なコミュニティが、政府のサービスを利用すること
- ③ ビクトリア州の多様なコミュニティが、結合、理解、相互に尊重と調和すること
- ④ 多文化問題及び多様性に関係する組織間の協力
- ⑤ ビクトリア州の多様なコミュニティについての更なる理解
- ⑥ 多様性をもたらす社会的、文化的、経済的利益
- ⑦ 全てのビクトリア州の多様なコミュニティが社会的アイデンティティと文化的遺産を表現・保持することの奨励

⁴² オーストラリアにおける亡命希望者は、「国際的な保護を求めて、移民としての地位を申請しているが、まだ確定していない者」と定義付けられる。

Parliament of Australian, *Asylum seekers and refugees: what are the facts?*, <https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/pubs/rp/rp1415/AsylumFacts> (Accessed 2018-01-15).

⁴³ 12人の内訳は次のとおり、委員長、副委員長、青年代表（18歳から24歳の者）、コミュニティ組織代表、8人の委員。（Section12, Part2, Multicultural Victoria Act 2011）

現在の委員長は、ギリシャ移民2世であり、元テレビ局のキャスターである。幼少期やキャスターとして勤務している時に移民であることを理由に差別を受けた経験が、現在の活動に携わるきっかけの一つであると話していた。（2017年多文化主義政策交流プログラム）

(3) 主な機能

同委員会の主な機能は、州内の多文化及び市民権に関する事項について、州に率直かつ公平な助言を行うことである。

このほかにも、以下の機能を持つ。

- ① 全州内の評議会のネットワークを利用してビクトリア州の多様なコミュニティが必要としている事項について判断を行う。
- ② 多様なコミュニティに対して、定住支援等を行っているコミュニティ組織間の協力関係を改善・維持する。
- ③ 調和したコミュニティの関係性を改善・維持する。
- ④ 州多文化大臣に対して、州多文化委員会の目的に関連する問題点について、調査・助言・報告する。
- ⑤ コミュニティ全体への統一的な定住及びそのサービスの問題点について焦点を当てる。

(4) 評議会

評議会はビクトリア州内に8つあり、3つはメルボルン又はその周辺にあり、残りの5つは地方部を管轄している（図表3-3）。

評議会の主な役割は以下のとおりである。

- ① 州多文化委員会に対し、管轄する地域の問題や多文化コミュニティに影響を与える事項について、報告すること
- ② 州多文化委員会とともに、多文化問題、定住、市民権問題等に取り組むこと
- ③ コミュニティをより良くするためのコミュニティ間の連携、活動等への参加機会や方法について見つけること
- ④ 地方部における多文化問題⁴⁴についての公約実現を補助すること

なお、地域諮問会議の構成員は次のとおりである。現在53人が評議会の構成員として活動している。

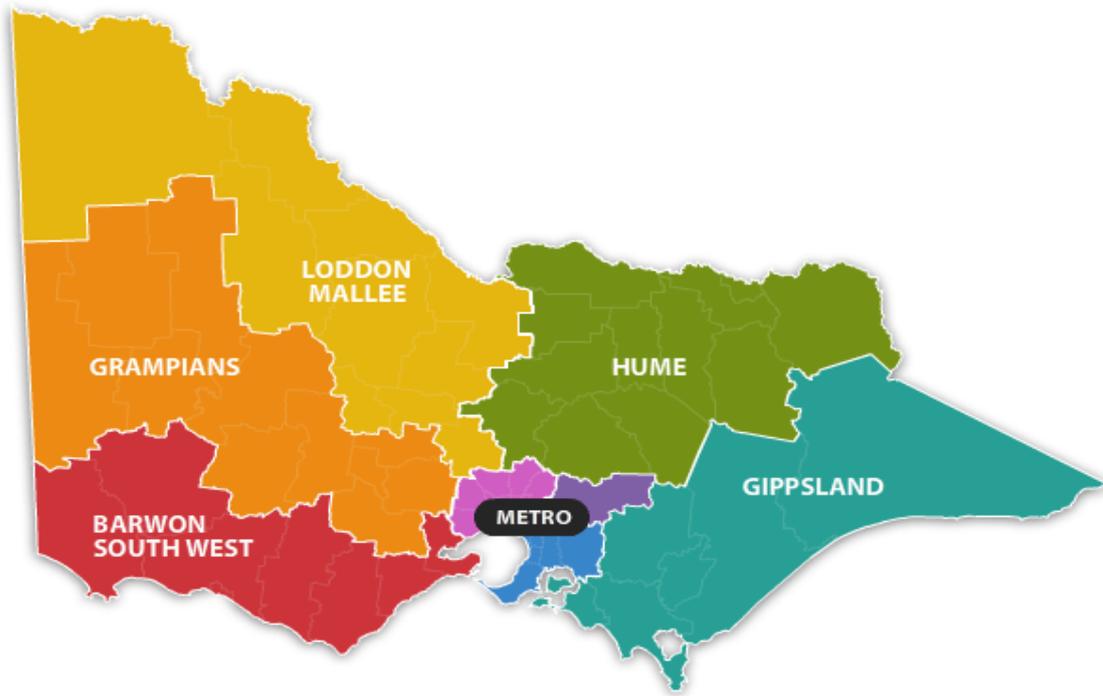
- ① 地元コミュニティの構成員
- ② 移民又は多文化コミュニティ向けの事業を行っている地元事業者
- ③ 地元の企業又はコミュニティの代表者
- ④ 地方自治体の職員

⁴⁴ これには文化的・言語的・宗教的多様性による利益の促進も含まれている。

Victorian Multicultural Commission, *About RAC*,

<<https://www.multicultural.vic.gov.au/regional-advisory-councils/about-rac>> (Accessed 2018-01-15).

図表 3 - 3 地域諮問評議会の担当区域



第3節 「ビクトリア州民であることの誇り」政策

1 概要

2017年2月19日に発表された「ビクトリア州民⁴⁵であることの誇り」政策（以下「本政策」という。）には、これまでの多文化主義政策を前進させるために制定され、これに含まれる「ビクトリア州価値観宣言」（以下「価値観宣言」という。）（Victorian Values Statement）が主要な政策方針として位置付けられている。

本政策は、この価値観宣言の実現に向けた成果目標も設定されており、また、ビクトリア州民（以下「州民」という。）がビクトリア州の多文化主義に対する考えを共有するための取組も含まれている。

2 ビクトリア州価値観宣言

価値観宣言は、州民の権利と責任を明確にし、これを住民相互に共有することを目的としている。住民が州民として何を期待するか、州民がお互いに対して何を期待すべきかといった価値観は自明であるとしており、含まれている内容が州民にとっては基本的な事項であることを強調している。そして、この価値観を受容することは難しくなく、自宅や職場、コミュニティ、ボランティア等を通じて、いつでも共有することができるとしている。

そして、これらの価値観はビクトリア州を住民が誇りに思えるような素晴らしい場所にするとしている。

価値観宣言では、この価値観の共有のために必要な事項として、次の5点を挙げている⁴⁶。

（1）全員のための一つの法律（One law for all）

全ての州民は、法の下に平等であり、同じ責任や権利、保護を同じ法律から受ける⁴⁷。州民として、法の下にある全ての権利と責任を持っており、お互いの権利と責任を尊重し合うことにより、安全で一体性のある社会を確保することができる。

（2）自分自身になる自由（Freedom to be yourself）

住民は自由に本来の自分自身になることにより、本当の自由を感じるができる。州は、全ての州民が自分達の誇りある文化や平和的な習慣を執り行えるのを望んでいる。この自由の中には、発言の自由や社会的・生物学的性差や宗教についての表現、平

⁴⁵ 州多文化共生部に聴き取りをしたところ、ビクトリア州の住民全てが対象になるとしている（国籍や出生地に影響されない。）。

⁴⁶ Victorian. And Proud of It., *Victorian Values*, <Statement<https://proud.vic.gov.au/victorian-values-statement/>> (Accessed 2018-01-15).

⁴⁷ これは、人種や国籍等により、適用される法律が異なることはないということであり、かつての白豪主義における移民制限法（Immigration Retriction Act 1901）に代表されるような法的な差別を行わないという意味である。

和的な集合についての自由が含まれている⁴⁸。

(3) 差別の完全な否認 (Discrimination is never acceptable)

住民は地域への参入や参加の促進に責任を持ち、また、隔離や人種差別、いかなる形の暴力についても同じく責任を負う。差別のない社会は、経済的・社会的欠如といった問題の解決や保健福祉の増進を容易に行うことができる。

(4) 全ての面における公正 (A fair go for all)

誰でも公正に生活を送ることができる。州民は、住む場所や周囲の状況、経歴にかかわらず、州民としてその生活を享受するために必要な支援を受けることができる。この支援の中には、質の高い教育や保健医療、便利な交通網、雇用の平等、安全な居住等が含まれる。

(5) ビクトリア州が州民全員参加による誇れるビクトリア州を形成できるかは州民全員の責任である (It is up to all of us to contribute to a Victoria we can be proud of)

住民が求めるものは、成長するための機会や成功するための認識の共有、家族及び愛する人が安全かつ安心して暮らし幸せであることというように、全て似通ったものであり、州民みな協力を推進することができる。

以上の5点は、いずれも一般的・基本的なことであるが、全ての要素は州民であることを改めて認識させることにより、一体感及び優位性を醸成するような構成になっている。また、州民の自助努力を求める記載も多く、政府の支援・補助だけでなく、州民の活動との相乗効果を狙っているともいえる。

3 州政府全部署による多文化問題に対する成果目標

本政策は、上記の価値宣言を実現するために、州政府全体で多文化問題に対する取組の成果目標を設定している。この制度は、州が現実の改善を進めることを目的としている。また、州民が、居場所を作ることやコミュニティへ貢献すること、各自の目標を達成すること、成功することも目的としている。

成果目標は5つの分野に分かれており、全て州民のみを対象としている。以下では分野ごとに概要を確認する⁴⁹。

(1) 安全・安心 (A safe and secure Victoria)

この分野では、①州民が、虐待や暴力、恐怖を感じずに生活すること、②州民が適切

⁴⁸ 当然ながら、法を侵し、他人の安全や自由を侵害する行為は認められていない。

⁴⁹ 2018年3月15日現在、州多文化共生部によれば、全ての成果目標に対して事業が開始しているわけではなく、今後、事業が実施される項目も散見される。

で安定した住宅を持つことを目標としている。この実現のために以下の取組が行われる予定である。

ア 法整備

州は犯罪の撲滅及びコミュニティの安全維持のため、次の事項の実施を予定している。まず、新しい警察署の建設及び新規ヘリコプター部隊の導入が行われる。また、今後5年間で、3,135人の新規警察官を採用し、この中には、415人の家庭内暴力専門官も含まれている。また、若年者犯罪や学校や住民保護を担当する42人の専門官も新規採用予定である。

このほか、基本的な犯罪に対する支援を目的とする助成金も導入される予定である。

イ コミュニティの安全確保

現場で働く労働者の参考及び手引きとなるように、「弾力的な強さのあるコミュニティを作るための手段」(Resilient Communities toolkit)を展開していく⁵⁰。

また、州の社会的一体性及びコミュニティの弾力的な強さの補強や、過激な考え方をする人や他人を排除するような人を予防するために、2,500万ドルの基金を創設する予定である。

さらに、州警察の社会的一体性協力制度の構築のため、初期費用として46万ドルが提供される予定である。これは、攻撃対象になりやすい多様な経歴を持ち、かつ、現在活動的ではない人々が、州警察と一緒にコミュニティを導く事業や活動を行う制度である。

ウ 青少年への過激な考え方、排他的な考え方の防止

インターネット・リテラシーやインターネット上の人権についての事業が始められる⁵¹。この事業は、青少年がインターネット上で第三者により操作された又は強制された場合や差別的発言に直面した場合に、それらを認識できる能力を身に付けるためのものである。

また、インターネット利用における人権侵害等といった現代的な問題について、市民との対話を行う権限をコミュニティに与えるかどうかの議論が始められる予定である。

⁵⁰ この中の一つで、危機管理についての方針である Community Resilience Framework for Emergency Management については、本章第4節第2項に後述する。

⁵¹ 現在、州教育訓練省により関連する事業（生徒のインターネット利用技術の向上等を図るもの）が行われており、州内の1,400校以上が同制度を利用している。2018年から追加予算等が生まれ、大幅に範囲が拡大している。

Premier of Victoria, *Funding Boost To Keep Our Students Safe Online*, <<https://www.premier.vic.gov.au/funding-boost-to-keep-our-students-safe-online/>> (Accessed 2018-03-15).

State government of Victoria, Department of Education and Training, *eSmart*, <www.education.vic.gov.au/about/programs/bullystoppers/Pages/esmart.aspx> (Accessed 2018-03-15).

Aitken Creek Primary School, *Digital Citizenship & Safety*, <<https://www.aitkencreekps.vic.edu.au/digital-citizenship---safety>> (Accessed 2018-03-15).

る⁵²。この試みは、コミュニティを経由することで、表立って意見を述べることができない人達にとっても安全な環境を作り上げることに焦点を当てられる。

エ 家庭内暴力への対応

家庭内暴力の影響を受けているコミュニティは、多様な経歴を持つ女性に対して、とても危険な状態にあり、安全な環境を作り上げるために次の事業が行われる。

多文化的経歴を持ち、孤立している女性に対しての男女平等や家庭内暴力に関する政策の改善が必要とされる。

州は、家庭内暴力についての州王立調査委員会（Royal Commission into Family Violence (Victoria)）⁵³の勧告に基づき、家庭内暴力の防止及び多文化コミュニティを通して対応している。具体的な対応は次のとおりである。

家庭内暴力の被害者及び生存者が必要な措置に応じるために 630 万ドルが用意されている。また、文化的・言語的多様性を持つコミュニティ出身の女性や子供が家庭内暴力に直面する又はおそれがある場合に支援を行うために 200 万ドルが用意されている。

新たな母親支援として、家庭内暴力を受けた人たち（年齢問わず）の復帰のための支援及び居住地の移転支援について、実践対応モデルとして 1 億 6,800 万ドルが用意されている。

また、初期段階で家庭内暴力を防ぐことができるように、初期段階における防止策を整備する。具体的には、イン・タッチ家庭内暴力対策センター（in Touch Multicultural Centre Against Family Violence）⁵⁴に対して、追加の補助金が措置され、言語的・文化的多様性を持つ人々に対して行われている家庭内暴力の対策事業の拡充が行われる予定である。

このほか、州多文化共生部の補助金制度（Capacity Building and Participation Program）⁵⁵の中にも、家庭内暴力対策のための補助金が存在している。

さらに、家庭内暴力の専門官による支援を行うサポートハブ（Support and Safety Hubs）をメルボルン都心部及び地方部に導入する予定である⁵⁶。

⁵² この事業は、まだ大臣の許可が下りていないため、開始されていない。同様の対話は、大学や自治体といった単位においても実施される予定である。

⁵³ Royal Commission into Family Violence, *Report and recommendations*, <<http://www.rcfv.com.au/The-Commission>> (Accessed 2018-03-15).

⁵⁴ 州王立調査委員会の勧告 139 号に基づき、1984 年に州の出資で設立された専門家によるサービスを提供する非営利団体法人。ホームページには、英語以外の 21 言語（ギリシャ語、イタリア語、ドイツ語、中国語、タイ語等）による緊急連絡先が掲載されている。

In Touch, GET HELP, <<http://www.intouch.org.au/get-help/>> (Accessed 2018-01-15).

⁵⁵ Victorian Multicultural Commission, Capacity Building and Participation Program, <<https://www.multicultural.vic.gov.au/grants/apply-for-a-grant/capacity-building-and-participation-program>> (Accessed 2018-01-15).

⁵⁶ 当初、サポートハブは州地方部及び都心部郊外の 5 か所（ジロング（Geelong）、フランクトン（Frankton）、モーウェル（Morwell）、ミルデューラ（Mildura）、ハイデルバーグ（Heidelberg））のみであったが、本政策を受け、2021 年までに総額 4 億 4,810 万ドルをかけ、17 か所に増設される予定である。増設は 2018 年初頭から行われる予定になっている。

State Government of Victoria, vic.gov.au, *Support and Safety Hubs*,

<<https://www.vic.gov.au/familyviolence/support-and-safety-hubs.html>> (Accessed 2018-03-15).

オ 社会復帰と再犯の防止

法を犯した場合には、刑罰が科されるが、既存の刑務所及び少年院では次の取組を行っている。①再犯の防止のため、文化的コミュニティの指導者を関与させている。②多くの代表的な文化的グループを形成している。③犯罪防止のための文化的教育事業を実施している。

(2) 健康 (Good health and wellbeing)

この分野の成果目標は、①州民が心身ともに健康であること、②保健医療・人道的サービスの公平な利用の2点である。

保健医療は州での生活の根幹を形成しているが、国外生まれの女性がオーストラリア生まれの女性に比べ健康状態が良くないという統計が出されている。誰でも高い保健医療を受けられる状態が確保されるべきであり、州は多様なサービスを提供しなければならない。難民特有のトラウマ等の健康問題について、州の出資により設立されたビクトリア難民保健ネットワーク (Refugee Health Network)⁵⁷に対して追加の予算が措置される予定である。

また、保健医療を利用する権利は全ての州民にとって基本的な権利であり、そのため、病院や保健医療サービスの多様な需要への対応がなされている。この対応には、文化的・言語的障壁の排除並びに性別固有の医療及び生殖医療への利用権の向上も含まれている。これらを実現するために、次の取組がなされる予定である。

まず、州民であれば高品質の保健医療を受けられるような、文化的・社会的経歴に関係ない医療情報の記録システムの構築が挙げられる。

次に、保健医療サービスについての文化的な適格性の構築及び保健医療の理解についての奨励についての理解の促進である。これは、文化の違いにより適切な保健医療が異なってくるということを認識する必要があるということである。

このほか、障がい者の要望に応えるために、州内における全国障がい者保険制度 (National Disability Insurance Scheme)⁵⁸の導入・展開についても支援されることになる。

(3) 完全なる参加 (Participating fully)

この分野の成果目標は、①州民の学習及び教育への参加、②州民の経済活動への参

⁵⁷ 専門家による助言や、多言語対応の病院の紹介等を行っている。

Victorian Refugee Health Network, Refer, <<http://refugeehealthnetwork.org.au/refer/>> (Accessed 2018-01-15).

⁵⁸ この制度は65歳以下の障がい者（オーストラリア市民又は永住権保持者）に対して、保健医療や教育、公共住宅等の主要なサービスだけでなく、コミュニティへの参加支援等も受けられる制度となっており、本政策を受け、2017年10月1日より2地域で、同年11月1日よりさらに2地域で導入されている。今後も対象地域は増える予定となっている。

State Government of Victoria, vic.gov.au, *Delivering choice and control to people with a disability*, <<https://www.vic.gov.au/ndis.html>> (Accessed 2018-03-15).

National Disability Insurance Agency, *NDIS in Victoria*, <<https://www.ndis.gov.au/about-us/our-sites/VIC.html>> (Accessed 2018-03-15).

加及び貢献、③州民の経済的な安定、④州民が自身の権利を理解し、付与され、行使すること、⑤州民が住み良い持続可能な環境を利用できることの5点である。

上記の達成のため、州は、コミュニティへの参加、機会の均等を醸成することに主眼をおいている。また、多様なコミュニティの要求に応えるサービス及びコミュニティ参加の障害を取り除くサービスの再設計を行う予定である。以下で具体的な取組を確認する。

ア 雇用及び経済的成長

移民や文化的多様性による経済的効果は認められており、経済活動や技術の向上、労働力の増加により年間10億ドルの規模の経済効果があるとされる。また、州観光局によれば、2015年から2016年にかけて、州民の友人や親族が海外から訪れたことによる消費額は12億ドルに上るとされている。

州の設立した投資支援機関のローンチビック(LaunchVic)⁵⁹により投資された6,000万ドルが、先進事業の起業家達によるコミュニティ形成や多様な文化の優位性を活かした事業の立上げ等を助けている。

多文化主義に限定されないが、州民に住みやすい街を作るために、300億ドルが主要交通機関に投資される予定である。この主な事業としては、①危険な交差点の改善に60億ドル、②トラム用地下トンネルの建設に109億ドル、③都心部及び地方部の公共交通に数十億ドル、④重要な道路建設に70億ドルが投資される予定である。

また、ビクトリア雇用ネットワーク(Jobs Victoria Employment Network)⁶⁰に対して、求職が困難な州民支援のために5,300万ドルが措置されており、この中には、多文化コミュニティの青少年の就職支援のための600万ドルが含まれている。

イ 難民・亡命希望者行動計画

この計画は、移民や難民、多文化コミュニティ出身者の就職を容易にするための訓練制度の改善及び技術習得事業を利用するためのものである。この計画により、多様な経歴を持つ州民への雇用を確保することができる。

州は、難民や亡命希望者の定住を成功させる必要がある。これは、単に道義的義務だけでなく、定住の成功による長期間における定住のための費用の削減や新規住民のコミュニティへの参加を早める効果を見越しての賢明な投資であるとしている。具体的な事業は次のとおりである。

連邦が受入を決定したシリア及びイラクからの難民支援の定住プログラムについて4年間で109億ドルが用意されている。この支援では、初期医療やコミュニティサー

⁵⁹ ローンチビックは、2016年3月に州により設立され、起業や起業のための周辺環境(start-up ecosystem)の整備を支援する独立行政法人である。

LaunchVic, *About LaunchVic*, <<https://launchvic.org/>> (Accessed 2018-03-15).

⁶⁰ Jobs Victoria, *Jobs Victoria Employment Network*, <<https://jobs.vic.gov.au/about-jobs-victoria/jobs-victoria-employment-network>> (Accessed 2018-03-15).

ビスの説明会、精神医療、単独で移民になった小児に対する保護、言語サービス等が行われる。また、難民教育支援プログラムの拡充も行われる予定である。拡充に当たっては、ファウンデーションハウス（Foundation House）及び多文化青少年センター（Centre for Multicultural Youth）と連携し、学校や難民の生徒への接触を図っている⁶¹。

また、「亡命希望者の作業教育事業」（Asylum Seeker VET Program）⁶²には1,500万ドルが用意され、英語能力の向上だけでなくその他の技能を身に着けることで、就職しやすくなりコミュニティへの貢献もしやすくなっている。

ウ 職場における文化的多様性と役員等の代表者

採用面接において、資格や経験にかかわらず、応募者の名前が多大な影響を与えるという調査結果が出ており、多様な経歴を持つ人間が役員等の重要な地位になることは少ないとされている。これは、才能ある人材を減少させ、経済に損失を与えることになるため、州には、このような雇用における差別を排除し、誰でも代表権を持てるように変える必要がある。

州は、「賢明な採用」（Recruit Smarter）⁶³事業を行い、採用過程等における無意識的な雇用における偏見の排除に取り組んでいる。この事業は、公的機関や私企業、非政府機関等が横断的に参加している⁶⁴事業であり、雇用における偏見等について、調査等を行い、公正な採用過程が行われるようにしている。州の先導により賛同企業は以下の点を実施する⁶⁵。

- ① 指導者の範囲を定義付けるための実施計画の改善
- ② 訓練要件とその他の資質の確認
- ③ 指導者の成果に係る査定判断基準の改善

この実施結果及び関連事項は倫理指導力センター（Centre for Ethical Leadership）⁶⁶による分析・調査を経て、フィードバックされることにより、採用過程の改善が行わ

⁶¹ ファウンデーションハウスは、州及び連邦政府の基金及び個人的な寄付により設立された非営利法人であり、多文化青少年センターは、12歳から25歳の新たにオーストラリアに到着した難民の青少年を中心に、支援サービスや訓練や相談等を行っている非営利法人である。

Victorian Foundation for Survivors of Torture Inc., *About Us*, <<http://www.foundationhouse.org.au/about-us/>> (Accessed 2018-01-15).

Centre for Multicultural Youth, *About Us*, <<http://www.cmy.net.au/about-us>> (Accessed 2018-01-15).

⁶² State government of Victoria, Department of Education and Training, *Asylum Seeker VET Program*, <<http://www.education.vic.gov.au/training/providers/learnlocal/Pages/asylumseekervetpro.aspx>> (Accessed 2018-03-15).

⁶³ State Government of Victoria, *What is Recruit Smarter?*, <<https://www.vic.gov.au/recruit-smarter.html>> (Accessed 2018-03-15).

⁶⁴ 郵便局（Australia Post）、銀行（Westpac）、会計事務所・コンサルティング（PwC, Ernst & Young）、道路公団（Vic roads）、健康保険協会（Vic Health）、州財務省（Department of Treasury and Finance）等、様々な分野の30社以上が賛同し、この事業に参加している。

⁶⁵ このセンターは、教育や調査、コミュニティ活動を通して、倫理指導力の素地を構築するために2010年に設立され、倫理研修事業等も行っている。Centre for Ethical Leadership, *Recruit Smarter*, <<https://cel.edu.au/news-and-events/news/recruit-smarter>> (Accessed 2018-01-15).

⁶⁶ Centre for Ethical Leadership, *About the Centre*, <<https://cel.edu.au/who-we-are/about-the>>

れる。

また、この事業は、採用が応募者の経歴に影響されないことにより、文化的多様性を持つコミュニティからの代表者及び役職者の増加することも企図している。

エ 教育

州の教育は、「教育的な州」(Education State)⁶⁷というスローガンの下、社会生活に必要な技能や知識の習得ができるように設計されている。

250校ある条件不利学校(Disadvantage School)では、準備学校(Prep School)に入る学年(日本の年長児に相当)から小学校3年生までの間、無料の視力検査と眼鏡が提供される。

また、3万5,000人の青少年が利用している授業時間外の言語プログラム支援のために、170のコミュニティ組織に対して、400万ドルが基金として用意されている。

さらに、新たに到着した移民の支援のために学校で行われているフルタイムの英語教室についても3,560万ドルが措置されている。

このほか、1億4,830万ドルのキャンプやスポーツイベント、小旅行のための基金もあり、社会的・文化的経歴にかかわらず、全ての生徒がこれらに参加できるようになっている。

オ 国際学生

ビクトリア州の教育は最大規模の輸出産業であるといえ、判断要素が変更される前の2016年の調査までは2年連続で学術都市として世界第2位に位置していた⁶⁸。また、2015年時点で、国際学生数は17万5,000人であり⁶⁹、出身国は160か国以上である。

州で学習する国際学生の健康を確保するために、包括的な取組がなされており、メルボルン学生会館(Study Melbourne Student Centre)⁷⁰や総額400万ドルの健康助

centre> (Accessed 2018-01-15).

⁶⁷ 2014年選挙により与党となった労働党が導入したスローガンであり、それに付随するビクトリア州の教育制度をオーストラリアで最も優れたものにするための政策であり、これまでに50億ドルが投資されている。

State Government of Victoria, Department of Education and Training, *About the Education State*, <<http://www.education.vic.gov.au/about/educationstate/Pages/vision.aspx>> (Accessed 2018-01-15).

⁶⁸ 2017年は、判断要素に現役学生及び卒業生による対象都市に対する評価が追加された結果、世界5位であった。

QS, *Best Student Cities 2017*, <<https://www.topuniversities.com/city-rankings/2017>> (Accessed 2018-03-15).

⁶⁹ オーストラリア全体の国際学生数は近年増加しており、2017年には、全国で62万4,001人に達している。この内、約30%が中国から、約11%がインド、約5%がネパール、約4%がマレーシアからと、半数はアジア諸国からの学生である。

Australian government, Department of Education and Training, *International student data*, <<https://international.education.gov.au/research/International-Student-Data/Pages/InternationalStudentData2017.aspx>> (Accessed 2018-03-15).

⁷⁰ この学生会館では、自習のためのスペースや各種イベント、無料の法律相談等が行われている。

Study Melbourne, *Study Melbourne Student Centre*, <<https://www.studymelbourne.vic.gov.au/help-and-support/study-melbourne-student-centre>> (Accessed 2018-03-15).

成金がこれに当たる。

(4) 文化・コミュニティの利用 (Connected to culture and community)

この分野では、①州民が社会的に関わり合い、コミュニティの中で暮らすこと、②州民が自身の文化やアイデンティティに関わることができることが成果目標とされている。

ビクトリア州の多文化主義は、州民が社会に参加及び貢献し自身の伝統的な文化との繋がりを保持することも意味しており、州は全てのコミュニティを支援し、文化の共有を行うとしている。

ア 社会的一体性と参加

多文化問題や社会的一体性についての基金は次のとおりである。①1,800 万ドルが、難民が、教育及び雇用への関わり方の改善並びにスポーツや芸術、文化コミュニティについてのサービス利用の奨励に使われている。②1,320 万ドルが、コミュニティの許容人数及び多様な経歴を持つ人々の参加率を高めるために利用される。また、これについては、新たに移民・難民として到着した人や老人や女性、子どもが対象とする支援プログラムも導入される。③1,100 万ドルがコミュニティのインフラや文化的地域を保持するのに利用される。④4 年間で 2,500 万ドルが社会的一体性及びコミュニティの強固さの増進に使われる。

イ 利用可能なサービスと支援

州のサービスを文化的・言語的障壁なく利用するために次の取組が行われている。①州が提供したプロの通訳者・翻訳者による言語サービスの効果を検討する。②ビクトリア州に移住した個人や家族が学校に通い始めるときや保健医療サービスを利用するといった重要な局面において、言語サービスを使うことができるということの認知度及び利用者を増加させる。③1,100 人以上のビクトリア州に住む亡命希望者の難民申請書類作成 (Legacy caseload)⁷¹を支援する。④州の全部署において、文化的・言語的・宗教的多様性への対応のために、包括的・効果的な文化的多様性計画 (Cultural Diversity Plans) の策定がなされる。

ウ コミュニティへの参加と仕事

州は多様なコミュニティの重要な問題について把握する必要があり、そのために、次のことに取り組んでいる又は取組予定となっている。

行政や産業、組合、スポーツ、学術等の分野の有識者を集め、多文化問題についての

⁷¹ Justice Connect, *Legacy Caseload work*, <<https://www.justiceconnect.org.au/get-help/referral-service/community-and-legal-aid-lawyers/how-can-we-help-your-community-legal-centre/legacy-caseload-work>> (Accessed 2018-01-15).

閣僚諮問会議⁷²を立ち上げ、文化的多様性を持つ州民に対してどのような新たな機会を設けることができるかの検討を行う予定である。

スカンロン基金（Scanlon Foundation）⁷³と共同で運営している地域コミュニティセンター（Regional Engagement and Community hub）を新たに7か所建設し、コミュニティへの定住の支援を行う。

400万ドルの多文化スポーツ基金が設立された⁷⁴。この基金は、女性や多様な経歴を持つグループが地元のスポーツクラブへ参加することを促進するためのものであり、登録料やスポーツ用品等についても補助を受けることができる。

エ 青少年の参加支援への関わり

約100万人の青少年⁷⁵のうち、半分近くは国外生まれ又は両親が国外生まれであり、州は、彼らが国内生まれと同じであると感じられるように、また、学校や職場、コミュニティにおいて成功できるようにしなければならない。

そのため、新たな青少年政策⁷⁶として、「ビクトリア州の青少年の関係構築事業」（Building Stronger Youth Engagement in Victoria）が実施されている⁷⁷。

オ 連邦の施策への提言

多文化問題及び社会的一体性の最前線において、州は連邦の議論をけん引しており、次の取組を行うことにより今後発生する危険や問題についての議論をけん引していく。

①多文化サミットの主催、②閣僚会議の招集、③調査結果に基づくコミュニティ事業

⁷² 南アジアについての多文化問題については、閣僚諮問会議が存在しており、南アジア及びその出身者に関連する問題の解決に取り組んでいる。

Victorian Multicultural Commission, *South Asian Communities Ministerial Advisory Council*, <<https://www.multicultural.vic.gov.au/projects-and-initiatives/south-asian-communities-ministerial-advisory-council>> (Accessed 2018-01-15).

⁷³ この組織は社会的一体性の醸成を目的とし、調査やコミュニティセンターの設立を行っている基金である。

Scanlon Foundation, *Purpose & History*, <<http://scanlonfoundation.org.au/who-we-are/purpose-history/>> (Accessed 2018-01-15).

⁷⁴ この基金の協力者は、オーストラリアンフットボールリーグ（Australian Football League）、クリケットオーストラリア（Cricket Australia）、ビクトリア州サッカー協会（Football Federation Victoria）等のスポーツ団体である。

⁷⁵ ここでいう青少年は12歳から24歳を指している。

State Government of Victoria, Youth Central, *Victorian Government Youth Policy, Building Stronger Youth Engagement in Victoria*, p2

<<http://www.youthcentral.vic.gov.au/get-involved/youth-programs-and-events/victorian-government-youth-policy>> (Accessed 2018-01-15).

⁷⁶ 既存の政策の一つとして、12歳から25歳までの青少年を対象にしたウェブサイトが存在する。2015年8月に作成されたこのウェブサイトでは、就職やイベント、学業や旅行等の様々な情報の提供や、青少年向けの政策、青少年へのインタビュー等が掲載される。

State Government of Victoria, *Youth Central*,

<<http://www.youthcentral.vic.gov.au/>> (Accessed 2018-01-15).

⁷⁷ 100人以上の青少年を集め、青少年にとって重要な課題を見極め、議論するサミットの開催等といった多くの青少年とともに、課題解決のための機会を設け改善を行うことを目的としている。

Premier of Victoria, *Strengthening Youth Engagement In Victoria*,

<<https://www.premier.vic.gov.au/strengthening-youth-engagement-in-victoria/>> (Accessed 2018-01-15).

の実施、④文化多様性による経済効果の改善の4点である。

カ コミュニティのイベントと祭典

コミュニティの祭典・スポーツは、文化や宗教的な遺産についての認識を共有することにより、理解や信用、敬意を作ることができる。また、コミュニティの祭典やスポーツは、それだけで年間総額 4,400 万ドルの州内総生産に貢献している。これらのコミュニティの活動を増加させるために、州は以下の取組を行う。①2,000 万ドルの地域イベントのための基金により、文化的多様性を祝ったり、コミュニティへの参加を促進したり、観光誘客のために行われるコミュニティの祝典や祭典の支援がなされる。②年間 240 万ドルがコミュニティイベントや文化的祝典の支援に提供される。③文化的・言語的に多様な経歴を持ち、孤立している高齢者に対しては、コミュニティ内にある組織の補助金事業により支援がなされる。

(5) 平等権及び機会の提供 (Equal rights and opportunities)

この分野では、①州民が差別を受けることなく暮らすこと、②働く機会が全ての州民に均等であることの2点が成果目標とされている。

州は強力な法制度や教育、支援事業によって差別を根絶する予定であり、人種差別撤廃行動計画 (Anti-Racism Action Plan) を実施している⁷⁸。

この計画の取組の概要は次のとおりである。①全ての州民に同じ法律が適用される状況を確認する。②女性や青少年、子ども等を中心としたコミュニティの住民に、人種差別に対抗するための力を与える。③差別についての学校教材や幼児カリキュラム教材の改善を行う。④全ての公共交通の利用者が差別のない安全な利用を確認する。⑤住居の賃貸や宿泊施設における人種差別も対象とする。⑥どのような人種差別が報告・記録されてきたか包括的な報告を行う。⑦新たに導入される「お互いの関係性を尊重する教育」(respectful Relationships education)⁷⁹のための教材を作成する。

4 本政策の共有手段

(1) 概要

本政策では、特設されたホームページ (以下「特設ホームページ」という。) が利用されている⁸⁰。この特設ホームページでは、本政策に係る各文書が掲載されており、10か国語の本政策の概要パンフレットも掲載されている⁸¹。

⁷⁸ この計画には、100 万ドルの予算が組まれている。ABC News, *Victorian Government launches anti-racism campaign in bid to combat rise of far right*, <<http://www.abc.net.au/news/2017-02-19/victorian-government-launches-anti-racism-campaign/8284092>> (Accessed 2018-01-15).

⁷⁹ 相互の尊重及び批判的な態度、偏見、差別、ハラスメントへの対抗に主眼を置いた教育

⁸⁰ Victorian. And Proud of It., *Our stories*, <<https://proud.vic.gov.au/our-stories/#!/home>> (Accessed 2018-01-15).

⁸¹ 英語のほか、アラビア語、中国語 (簡体字)、ギリシャ語、ヒンディー語、イタリア語、パンジャブ語、タミル語、トルコ語、ベトナム語の10か国語である。

(2) 「私たちの物語」(Our Stories)

本節第2項で前述したとおり、本政策がお互いの価値観の共有も目的の一つとして、いることから、特設ホームページ上で、様々な人種・国籍・文化等の経歴を持つビクトリア州民が、「私たちの物語」(Our Stories)として、自分の経歴や日々の生活、コミュニティへの貢献について語る動画や音声、テキストメッセージを投稿できるようになっている。これは、州民の実際の生活や価値観を州内で共有することを目的としている。そのため、18歳以上であれば誰でも自由に投稿ができ、18歳未満であっても保護者等の承認があればデータを投稿することができる⁸²。

(3) 鑑賞用トレーラー

前述の「私たちの物語」をより多くの人達に広めるために、2017年6月2日から多文化主義に関する展示観賞用のトレーラー(愛称はビッキー(Vicky))が稼働している。このトレーラーは、祭りや式典、イベント等での活用が期待されており、今までに地域の祭りやオーストラリアンフットボールリーグ(AFL)の試合会場、サイクリングイベント、車いすテニスの大会等のスポーツイベント、小学校、大学等で利用されている⁸³。

訪問者は、バーチャルリアリティ(Virtual Reality)ゴーグルを利用することで、州民の暮らしと彼らのコミュニティへの貢献について、より現実に近い映像を視聴することができる。また、訪問者用の撮影ブースもあり、特設ホームページへの投稿用写真の撮影や30秒での投稿用動画の撮影が可能となっている。これらにより、相互に作用する鑑賞経験を通じて、ビッキーを訪れた人々は、本政策の情報を得ることで価値観宣言を理解し、なぜ自分が誇り高き州民であるかを他人に共有する機会を得ることになる。

Victorian. And Proud of It., Multicultural Policy Statement, <<https://proud.vic.gov.au/multicultural-policy-statement/>> (Accessed 2018-01-15).

⁸² Facebookのアカウント経由又は簡単な情報(氏名、職業、メールアドレス)の入力のみで投稿が可能である。

⁸³ 導入から2018年2月末までの約8か月の間に59か所で利用されている。

Victorian. And Proud of It., *Vicky the Truck*, <<https://proud.vic.gov.au/vicky-the-truck/>> (Accessed 2018-03-15).

写真1 観賞用トレーラーの車内の様子⁸⁴



⁸⁴ 一回につき、8人まで同時に利用可能であり、所要時間は12分から15分とされる。

第4節 州関係機関による取組

1 AMES Australia

(1) 組織概要

AMES Australia（以下「AMES」という。）⁸⁵はビクトリア州メルボルンを中心に展開している定住支援を行う機関である⁸⁶。州により設立されたが、現在は独立採算制により運営されている。

約1,000人の職員と2,000人以上のボランティアが働いており、職員は90か国以上の言語に対応可能である。一部の事業所では、移民経験のある職員が多く在職しており、利用者に対し、一般的な情報提供だけでなく自分の経験に基づく説明が行える体制が整えられている。このほか、図表3-5等の資料を用いて、新規到着者に定住への道筋を共有している。

図表3-5 AMESが定住予定者に配布している定住へのチャート⁸⁷



⁸⁵ かつての名称は、Adult Multicultural Education Services である。

Office of the Victorian Information Commissioner, *AMES Australia (previously known as Adult Multicultural Education Services)*,

<<https://foiccommissioner.vic.gov.au/about/>> (Accessed 2018-01-15).

⁸⁶ 都心部のメルボルンを中心に事業所又は提携事業所が存在しているが、ビクトリア州地方部にも約20か所、ニュー・サウス・ウェールズ州の移民が多いシドニー西部にも4か所事業所を展開している。AMES Australia, *We see*, pp3-5

⁸⁷ 市民権獲得やコミュニティの一員になるといった最終的な目標までに起こりうる事柄について図を交えて記載したものである。定住に至るまでは紆余曲折を経ること、社会やコミュニティへの参画が重要であることが一目で分かるような構成になっている。AMES Australia, *AMES Australia new arrivals' journey*

(2) 多文化主義に関する主な事業

ア 英語教育

オーストラリアには、連邦政府により実施されている成人移民のための英語学習プログラム（Adult Migrant English Program）があり、移民に対して最長 510 時間の英語教育が提供される。

移民や人道的滞在許可者のうち、教育を受けていない 16 歳から 24 歳の青少年は 400 時間の追加教育を受けることができる。また、24 歳以上又は教育を受けた青少年は 100 時間の追加教育を受けることができる。なお、この追加教育は 510 時間の正規教育の前に終了させることになっている。

AMES はこの英語教育の提供者に指定されており、初心者コースから上級者コースまでを開講している⁸⁸。授業の際は、初級であっても実際の生活で使うような実践的な英語を教えており、地元の高校生等のボランティアが学習の補助を行っている。

また、AMES では、上記の無料教育が終了した者を対象とした大学等への進学を目的とした追加教育も実施している。

イ 就職支援

AMES では、職員による求人情報の提供及び履歴書の書き方指導、面接の練習、インターンシップ等の職場体験の斡旋が行われている。専門の職員が新規移住者と個別に面談をしながら、本人の希望と言語能力や技術を加味した上で情報を提供・指導が行われている。AMES への求職登録から就職までの平均的な期間は、約 9 か月である⁸⁹。

ウ 多文化集会所（Multicultural Hub）⁹⁰

多文化コミュニティの集会所として、都心部に設置されている⁹¹。ここには、最小 10 人程度のものから約 200 人が使える、大小様々な大きさの会議室及び台所付イベントスペースがある。そして、コミュニティや非営利団体が利用する場合には、割引がされる。

⁸⁸ AMES Australia, *Learn English*, <<https://www.ames.net.au/learn-english>> (Accessed 2018-01-15).

⁸⁹ 平成 29 年度豪州多文化主義政策交流プログラム

⁹⁰ この集会所はメルボルン市が所有しており、AMES が管理・運営を行っている。City of Melbourne, Multicultural Hub, <<http://www.melbourne.vic.gov.au/community/hubs-bookable-spaces/multicultural-hub/Pages/multicultural-hub.aspx>> (Accessed 2018-01-15).

⁹¹ AMES Australia, The Multicultural Hub, <<https://www.ames.net.au/business-and-government/the-multicultural-hub>> (Accessed 2018-01-15).

2 州危機管理局 (Emergency Management Victoria)

(1) 組織概要

2014年に7月に、危機管理改善指針 (Victorian Emergency Management Reform White Paper) に基づき設立された組織である⁹²。災害対応における州政府関連機関の連携を強化すること及び関連機関の危機管理体制を再構築することを目的としており⁹³、危機管理局長官の補佐を行う。なお、全ての災害対応関連機関は、危機管理局長官の方針に従うことになる⁹⁴。

(2) 多文化主義に関する主な事業

危機管理局により、コミュニティの弾力的な危機管理方針 (Community Resilience Framework for Emergency Management)⁹⁵が、2017年に発表された。また、この方針の策定に当たっては、電力会社等の50以上の団体や州政府機関、地方自治体、大学、コミュニティによる検討会が行われた。

この方針は、危機管理者が目的とすべき、また、コミュニティが弾力的に災害対応を行うために必要とされる、「安全・健康」、「連携」、「持続的な開発と自然環境の維持」等の7つの点について事例紹介がなされている。また、これらの点について、危機管理者の役割及びコミュニティの対応例も記載されている。

以下では、「安全・健康」について、掲載されている事例(ヤラ市(Yarra City Council)の取組)の概要を紹介する。

オーストラリアの一部の地域では、夏の熱波の影響により死者が出る場合もあり、電力需要過多による停電が発生する場合もある。ヤラ市も熱波の影響を受けている地域であり、住民の約46%が集合住宅に居住しており⁹⁶、熱波の影響を受けやすい状況にある⁹⁷。そのため、同市では、熱波による影響及び影響を受けやすい人々(高齢者や妊婦等)を列挙し、対処方法をホームページ上で公表するといった周知活動を行っている。このほかにも熱波による危険周知ビデオの提供や多言語のポスターのホームページ掲載や24時間対応の健康相談や啓発活動も行っている⁹⁸。

⁹² この危機管理改善指針は、危機管理体制の改善のために2012年に発表された。State Government of Victoria, *Victorian Emergency Management Reform White Paper* (2012), pp20-21

⁹³ 具体的には、2009年に起こった大規模な山火事(ブッシュファイア)や2012年に起こった大規模な洪水では、関連機関の横断的な指示及び対応が必要とされたことから、今後の大規模災害への対応を円滑に進めるために設立された。

⁹⁴ EMV, *Our organization*, <<https://www.emv.vic.gov.au/about-us/our-organisation>> (Accessed 2018-01-15).

⁹⁵ EMV, *Community Resilience Framework for Emergency Management*, <<https://www.emv.vic.gov.au/how-we-help/resilience/community-resilience-framework-for-emergency-management>> (Accessed 2018-01-15).

⁹⁶ Yarra City Council, *BLACKOUTS AND HEATWAVES IN APARTMENT BUILDINGS*, <<https://www.yarracity.vic.gov.au/events/2018/02/27/blackouts-and-heatwaves-in-apartment-buildings>> (Accessed 2018-01-15).

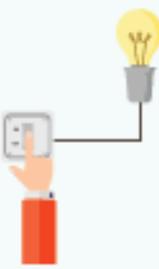
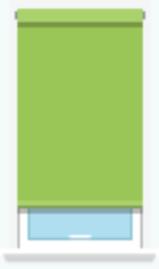
⁹⁷ 一般的に、集合住宅では、日中の熱が建物に貯まり夜間に放出されるため、室温が下がりにくい構造となっている。そのため、夜間の熱中症の発生率が高くなる。

⁹⁸ ギリシャ語、中国語、イタリア語、ベトナム語によるポスターが市のホームページ上で掲載されている。

写真2 ヤラ市作成の多言語熱波予防パンフレットの一部分 (ギリシャ語版の例)



Πέντε εύκολοι τρόποι για να κρατήσετε το σπίτι σας
ΔΡΟΣΕΡΟ κατά τη διάρκεια καύσωνα

 <p>1</p>	 <p>2</p>	 <p>3</p>	 <p>4</p>	 <p>5</p>
Σβήστε τα μη σημαντικά φώτα και τις ηλεκτρικές συσκευές - δημιουργούν ζέστη	Βάλτε μια λεκάνη με παγάκια μπροστά σε ανεμιστήρα για να δημιουργηθεί δροσερός αέρας μέσα	Κλείστε τις κουρτίνες και τα εσωτερικά ρολά την ημέρα για να αποκλειστεί η θερμότητα του ήλιου	Αν είναι δυνατόν, μετακομίστε σε πιο δροσερό δωμάτιο, ειδικά για τον ύπνο	Τρώτε κρύα γεύματα όπως σαλάτα ες, έτσι ώστε η κουζίνα σας παραμένει δροσερή

Για περισσότερες πληροφορίες, επικοινωνήστε με τον Δήμο Yaarra στο 9205 5555.
Ή επισκεφθείτε την ιστοσελίδα μας: yarracity.vic.gov.au/heatwave

3 メルボルン都市消防局 (Metropolitan Fire Brigade) 及び地方消防局 (Country Fire Authority)

(1) 組織概要

いずれも州所管の消防局で、メルボルン都市消防局（以下「都市消防局」という。）が州都メルボルン都心部及び近郊を、地方消防局がそれ以外の州内全域を担当している。

都市消防局の職員は、常勤 2,267 人、非常勤 30 人が勤務している。他方、地方消防局は、2,507 人が勤務している⁹⁹。

特に地方消防局は、管轄の大きさに比して人数が少ないため、効果的な予防活動としてコミュニティとの連携を行っている¹⁰⁰。また、消防活動を行うボランティアが約 3 万 5,000 人、支援活動を行うボランティアが約 2 万人所属しており、効率的な運営を行っている¹⁰¹。

図表 3 - 6 都市消防局の管轄地域（赤線の内部）¹⁰²



⁹⁹人数は 2017 年時点。地方消防局は常勤、非常勤の別を公表していない。

MFB, News, *Annual reports*,

<http://www.mfb.vic.gov.au/Media/docs/MFB3240_Annual%20Report_WEB-1b4d3bde-88ba-4699-b927-2f3f8ebc8ab7-0.pdf> (Accessed 2018-01-15).

Country Fire Authority, News & Media, *CFA 2016-17 Annual Report*,

<<http://news.cfa.vic.gov.au/news/cfa-2016-17-annual-report.html>> (Accessed 2018-01-15).

¹⁰⁰ アデレード大学等と連携して、コミュニティにおける危機管理の研究・研修も行っている。この取組の中では、多様な背景を持つからこそ不知である事項を認識し、重要性を伝えるといった研修もなされている。なお、オーストラリア特有のブッシュファイアに対する対処（緊急通報）については、地元の学校において優先して指導がなされている。

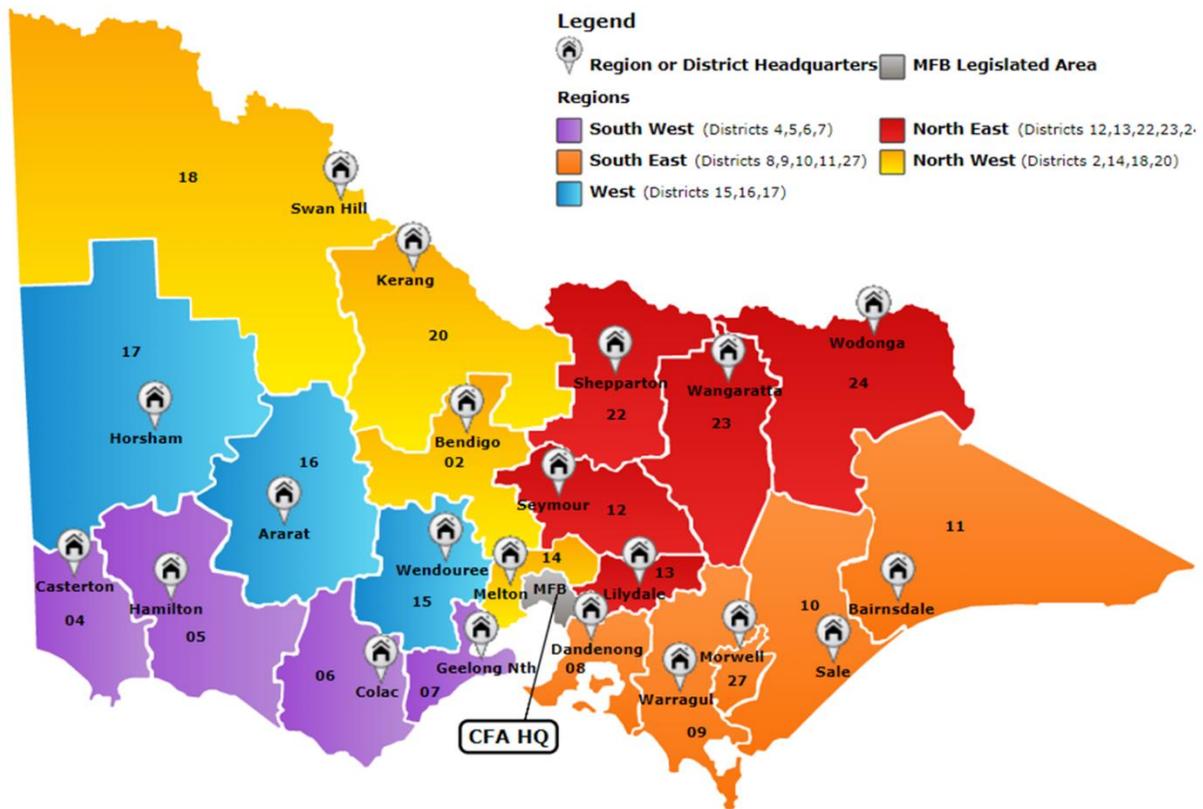
Hanson-Easey, S. A., Hansen, A., & Bi, P. *RISK COMMUNICATION PLANNING WITH CULTURALLY AND LINGUISTICALLY DIVERSE COMMUNITIES (CALD): AN ALL-HAZARDS RISK COMMUNICATION TOOLKIT FOR EMERGENCY SERVICE AGENCIES*. (2015).

¹⁰¹ CFA 2016-17 Annual Report p 7

¹⁰² 赤い四角は消防署の所在地

MFB, *About us*, <<http://www.mfb.vic.gov.au/About-Us/StationMap.html>> (Accessed 2018-01-15).

図表 3 - 7 地方消防局の管轄地域（中心の灰色の箇所以外）¹⁰³



(2) 多文化主義に関する主な事業

ア 多言語火災予防パンフレット（都市消防局及び地方消防局）

都市消防局は、管轄が都心部のため、多様な出身国の移民に火災予防の啓発活動を行わなければならない。そのため、コミュニティとの連絡調整等を行う職員が複数名存在している。彼らは、学校やコミュニティの集会を訪れ、火災予防や初期消火、避難行動についての説明会を行っている。この際に利用される資料は、言語的障壁を考慮して、できるだけ平易な表現、ビデオ等を活用してものになっている。また、図表 3 - 6 のような多言語によるパンフレットを用意されており、その対応言語数は英語含め 26 言語である。

また、地方消防局も 2016 年から多文化コミュニティとの調整を行う専門職員が任命されており活動を行っている¹⁰⁴。専門職員の導入が最近であった反面、多言語対応のパンフレットは充実しており、英語を含め 37 言語による資料がホームページ上に掲載されており、火災予防啓発に役立てられている¹⁰⁵。

¹⁰³ CFA, Where We Are, <<https://www.cfa.vic.gov.au/about/where-we-are>> (Accessed 2018-01-15).

¹⁰⁴ CFA, *Our multicultural liaison officer keeps the faith*, <<https://news.cfa.vic.gov.au/-/our-multicultural-liaison-officer-keeps-the-faith>> (Accessed 2018-01-15).

¹⁰⁵ CFA, *CFA Publications in languages other than English*, <<https://www.cfa.vic.gov.au/about/other-languages#japanese>> (Accessed 2018-01-15).

写真3 都市消防局及び地方消防局発行の多言語火災予防パンフレットのの一部（日本語版の例）

Japanese



自宅での火災予防

台所、調理場

自宅で火災が発生する最大の原因は台所での調理にあります。台所に起因する火災は多額の損害を招くだけでなく、重度の傷害にいたることがあるので、台所では注意が欠かせません。調理場から離れたアクセスしやすいところに消火器や防火毛布を保管してください。MFB (Metropolitan Fire Brigade) は、身体的および精神的にこれらの消化器具を安全に使用する能力があると思う場合にのみ、消火器または防火毛布を使用することを推奨しています。



1. 子供が台所にいるときは目を離さず、コンロやオープンに近づかないように指示し、鍋などの取っ手は奥の方に向けてください。
2. コンロの回り、グリル、オープン、レンジの吸い込み、調理場など、グリース、ゴミ、油が蓄積しないように常にきれいな状態を保つ必要があります。
3. 調理中は台所から離れないでください。
4. ペーパータオルやティータオルなど、可燃物は熱源のそばに置かないでください。
5. キッチン用の電化製品や電気器具が清潔で正常に動作することを確認します。

寝室

就寝中は、火災の危険が高くなります。寝ている間は臭覚がありません。正常に機能している火災報知器がないと火災が起きても目覚めないか、または避難に遅れる恐れがあります。

火災報知器を寝室以外の場所に設置し、ドアを閉めて寝る場所には予備の火災報知器を設置します。



1. 非常に危険ですのでベッドでは絶対に喫煙しないでください。
2. ヘアドライヤー、ヘアストレートナー、ラップトップなどに電源を入れたままベッドの上に放置しないでください。
3. 電気毛布はベッドに入る 30 分前に電源を入れ、ベッドに入ったら電源を切ります。
4. 電気毛布は平たい状態にしておき、コントロール装置をベッドの横に置きます。ワイヤシステムが損傷していたり擦り切れていないか定期的に検査してください。
5. ドアを閉めて寝る部屋には必ず予備の火災報知器を設置してください。
6. 説明書付きのヒートバッグのみを購入し、メーカーの説明に従って使用します。

このポスターを「自宅での火災予防」パンフレットと一緒に配布してください。

このほか、平易な英語で作られたパンフレットも公開されており、より多くの住民に火災の危険性が伝わるようになっている。

CFA, Easy English Versions,
<https://www.cfa.vic.gov.au/about/easy-english-versions> (Accessed 2018-01-15).

イ テイスト・オブ・ハーモニー (Taste of Harmony) (都市消防局)

この事業は、都市消防局が非営利法人のレイバトン統合コミュニティサービス (Laverton Community Integrated Services Inc.) と協力して行っており、消防署で各コミュニティの伝統的な料理を食べながら交流をする事業である。移民の中には、様々な事情・理由から公権力に対し距離をとる人々が多くいるが、コミュニティと緊密な連携を取るために都市消防局の施設に移民を招待し、伝統料理と一緒に食べることで友好的な関係構築を図っている。

また、火災予防と消防サービスを移民コミュニティに周知することを目的としており、職業訓練プログラム (Skills for Education and Employment) の生徒等が主体となって企画を行っており、英語以外の母国語を用いる国々からの移民が都市消防局の職員と調整を行うことで生徒の能力向上にも役立っている。

写真4 テイスト・オブ・ハーモニーの様子¹⁰⁶



¹⁰⁶ 2017年は、同法人のレイバトンコミュニティ教育センター (Laverton Community Education Centre) の生徒が中心となり、都市消防局本部の厨房にて実施された。
Laverton Community Education Centre, *Taste of Harmony Day*,
<<http://www.lcis.org.au/courses/taste-of-harmony-day/>> (Accessed 2018-03-15).



4 ハンティングディール小学校 (Huntingdale Primary School)

(1) 学校の概要

1954年設立のビクトリア州に3校ある日本語バイリンガル教育校のうちの一つである。日本語バイリンガル教育は1997年から導入されており、それ以前はギリシャ語のバイリンガル教育を行っていた。

教員は日本語を母語とする教員が複数名在籍している¹⁰⁷ほか、ワーキングホリデー等で在住している日本人ボランティアも授業の補助を行っている。

生徒数が増加していることから、施設の増築等を行っており、拡大傾向にあるといえる。また、生徒は、両親（のいずれか）が日本人の場合が多いが、後述のバイリンガル教育に興味があり入学する生徒も一定数存在する。

(2) バイリンガルプログラム¹⁰⁸ (Japanese Immersion Program)

同小学校における日本語の教育は、座学で言葉の文法や基本例文を教えるという形ではなく、日本語を使ったコミュニケーションの中で基本的な表現や文法を教えることに重点を置いている。そのため、特定の授業（数学・理科等）は、全て日本語のみで行われ、英語での解説や教科書は利用していない。教師は、日本語の説明のみでも生徒が理解できるように、何度も繰り返し同じ事柄を強調し教えており、理解できた生徒

¹⁰⁷ 日本語バイリンガル教育の指導には、4名の日本人教員が当たっている。平成29年度豪州多文化主義政策交流プログラム

¹⁰⁸ 本稿では、日本語と英語のバイリンガルプログラムを紹介しているが、ビクトリア州には、中国語やドイツ語、フランス語等のバイリンガルプログラム実施校が存在する。

State Government of Victoria, Department of Education and Training, *Approaches to Teaching Languages*,

<<http://www.education.vic.gov.au/school/teachers/teachingresources/discipline/languages/manage/Pages/languageapproach.aspx>> (Accessed 2018-03-15).

から次の段階に進む方式が取られている¹⁰⁹。また、教師の説明に基づく課題が与えられ、その課題の回答の作成方法は生徒自身に委ねられている。この解決方法の中には、生徒同士の相談（日本語・英語問わず）も含まれており、よりコミュニケーションの育成に重点が置かれている¹¹⁰。

第5節 地方自治体による取組（ブリンバンク市（Brimbank City Council））

以下では、ビクトリア州の中でも、メルボルン都市圏からほど近く、移民が集住している地方自治体であるブリンバンク市の取組を紹介する。

1 ブリンバンク市の概要

（1）歴史

メルボルン都市圏西部のブリンバンク市のある地域は、先住民のウルンジェリ族（Wurundjeri people）¹¹¹が3,000年以上にわたり治めてきた地であり、最初のヨーロッパからの定住移民は1830年代である。

移民の人数が増えたのは、第二次世界大戦後の1950年代から1970年代にかけてであり、ヨーロッパ（マルタ共和国、ギリシャ、イタリア）からの移民であった。1980年代から1990年代にかけて、東南アジア（主にベトナム）からの移民が増加した。そして、近時ではインド及びフィリピンからの移民が増加している。なお、市の方針として今後も人道的配慮による移民¹¹²の受入は継続する予定である。

（2）住民の構成

同市の人口は2016年8月時点で、19万4,319人であり、うち9万3,017人（約47.9%）が国外生まれである¹¹³。全人口のうち、家庭内で英語以外を利用している割

¹⁰⁹ 進行が遅い生徒に対しては、英語による補修授業も実施されており、全生徒が一定水準を超えるような仕組みが作られている。他方、進行が速い生徒に対しても、より高度な学習を行う特別クラスも開講されている。平成29年度豪州多文化主義政策交流プログラム

¹¹⁰ 学年が上がるにつれ、日本語で話すことを嫌がる生徒が増えてくるとのことだが、教師は変わらず日本語のみで対応している。この結果、日本語を聞く能力は成長し、理解はできるものの、話すこと・書くことが成長しづらいとの現象が一部の生徒で起きているとのことであった。もっとも、生徒の自主性を重んじているため、日本語利用について必要以上に強制はしていないとのことであった。平成29年度豪州多文化主義政策交流プログラム

¹¹¹ オーストラリアでは、何か式典やイベント等を行う場合には、その土地の先住民の方々へ敬意を表するのが一般的であり、地元の住民には、その地域の先住民についての歴史教育が行われている。

¹¹² ベトナム、ミャンマー、スリランカ、エチオピアからの移民を受け入れるとしている。

¹¹³ 国外生まれのうち、約2万2,000人がベトナムから、約6,000人がフィリピンからとなっている。また、2011年国勢調査時の同市の全人口は、18万1,963人であり、5年間で1万人以上増加している。

ABS, *Brimbank (C) (LGA21180) 2016 Census of Population and Housing General Community Profile Catalogue number 2001.0*,

<http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/communityprofile/LGA21180?opendocument> (Accessed 2018-01-15).

ABS, *Brimbank (C) (LGA21180) 2011 Census of Population and Housing Basic Community Profile Catalogue number 2001.0*,

<http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2011/communityprofile/LGA

合は約 58.4%であり、第 2 章第 2 節第 3 項のとおりオーストラリア全国の約 20.8%を大きく上回っている。また、34 歳までの人口割合は約 48.7%であり、こちらもオーストラリア全国の約 45.8%を上回る割合となっている。

市は、人口増加及び若年者の割合が大きい原因は移民受入政策にあるとしている¹¹⁴。

2 多文化主義に関する主な行政計画

以下では、同市の行っている二つの計画について概要を紹介する。

(1) コミュニティ・プラン (Community Plan)

この計画は、2009 年から 2030 年までのコミュニティについての展望と計画期間における優先順位及び連携計画やサービスの共有を図る長期計画となっており、2013 年に一度改定が行われている。

この計画に基づき、コミュニティリーダー養成事業及びコミュニティ・ガバナンス事業が開始された（いずれも次項に後述する。）。

(2) カウンシル・プラン (Council Plan)

こちらは、2017 年から 2021 年までの 4 年間の中期計画であり、次の点を重視する構成になっている。①コミュニティの強固さの醸成、②コミュニティを最優先にすること、③持続可能な活動、④社会的公平性の 4 点である。

3 多文化主義に係る事業

(1) コミュニティリーダー養成事業 (Community Leadership Program)

2009 年から実施されている。これまでにコミュニティリーダーとして研修を受けたのは約 340 人である。所属しているコミュニティをどのように良くしていくか、何をすべきかに焦点を当て研修が行われる¹¹⁵。様々な指導方針についての研修や市議会の見学も実施される。

(2) コミュニティ・ガバナンス事業 (Community Governance Program)

上記の事業と同じく 2009 年から実施されている。この事業では、参加者が各コミュニティでの活動を円滑に行えるように、管理能力の養成やブリンバンク市の補助金等についての研修が行われる。具体的には、ボランティアの勧誘・研修・管理やイベントの許可の取り方、補助金申請書の書き方等についての研修が行われる¹¹⁶。

21180?opendocument> (Accessed 2018-01-15).

¹¹⁴ 平成 29 年度豪州多文化主義政策交流プログラム

¹¹⁵ Brimbank City Council, Community Leadership Program, <<https://www.brimbank.vic.gov.au/community/community-training-and-resources/community-leadership-program>> (Accessed 2018-03-15).

¹¹⁶ Brimbank City Council, Community Governance Program, <<https://www.brimbank.vic.gov.au/community/community-training-and-resources/community>>

(3) 市内の多文化主義施設

平成 29 年度豪州多文化主義政策交流プログラムで視察を行った市内の関連施設についても、概要を紹介する。

ア 図書館

市内に 5 つあり、最大規模の図書館は市役所に併設されている。英語以外の図書が約 20% を占めており、市内の上位 15 言語（英語以外）に対応している。また、貸出カウンターでは、上位 15 言語のうち、ベトナム語、中国語等の数種類の外国語に対応している。パソコンによる検索システムは、上位 15 言語全てに対応している。このほか、就学前児童に対する教育プログラムを行っており、英語以外にもベトナム語、中国語に対応している。前述のとおり、ベトナムからの移民が多く居住していることから、ベトナム語による書籍・各種サービスが充実している¹¹⁷。また、ここ 5 年間でインドからの移民が増えており、パンジャブ語の需要が高まっており、今後対応予定である。

オーストラリアに居住していなくても、貸出可能なシステム (Special Visitor Pass) が導入されており、誰でも利用可能となっている。

イ コミュニティセンター

市内には複数のコミュニティセンターがあり、ウェストバール (Westvale) のコミュニティセンターでは、約 50 のコミュニティが利用している。各コミュニティが管理している野菜畑が併設されている。この畑で取れた野菜を利用した料理教室やパソコン教室は、英語を母国語としない住民を対象としている。また、各コミュニティの集会で利用することも可能である。

ウ プレイルーム

市内の商業施設内の空きスペースに所在しており、市の職員が 2、3 人で対応している¹¹⁸。1 週間に 1 日のみ営業しており¹¹⁹、最大 1 時間半までの利用となっている。利用者の約 85% が英語以外を母語とする国からの移民であるため、職員はベトナム語、中国語が話せる職員を配置し、子どもに母国語で遊べる環境を提供している。なお、対象が子どもの保育のため、対応する職員には専用の資格が必須となる。

governance-program> (Accessed 2018-03-15).

¹¹⁷ 今後は対応言語を増やしていく予定であるとのこと。平成 29 年度豪州多文化主義政策交流プログラム

¹¹⁸ 市の担当者によると、商業施設内に自治体がプレイルームを作ったのは初めての試みである。また、以前は商業施設に利用料を支払っていたが、同施設が社会貢献の一環で、現在では無償提供となっている。

¹¹⁹ 2017 年 10 月現在では、水曜日のみの営業であったが、6 か月おきに営業する曜日の変更を行っている。

おわりに

ビクトリア州の州都メルボルンは、前述のとおり、住みやすい都市・地域として世界的にも評価を受けており、また、州全体でも人口増加が見込まれ、州の主要政策の一つである多文化主義・移民定住政策がこれらの評価・成長の一端を担っていることから、多文化主義・移民定住政策が成功しているといえる。

いずれの多文化主義政策及び事業・取組もコミュニティとのつながりを重視しており、どのようにアプローチするかの違いはあっても、最終的な受益者は「コミュニティに参加している住民」であるように見受けられる。文化的・言語的理由からコミュニティ内での情報共有は容易であるため、コミュニティという団体を通して政策を行うことは、効率的な手法であるといえる。

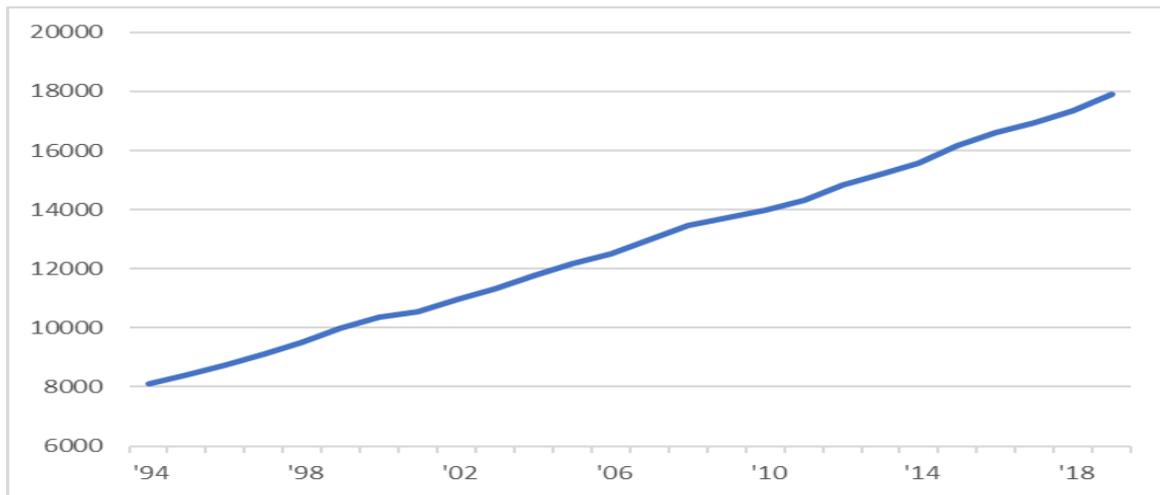
他方、コミュニティを通すということは、実質的に移民・住民に対し、コミュニティへの参加を義務付けることになり、例えば亡命希望者のような、祖国とのつながりを絶つ必要があった人々への配慮が困難になるともいえる¹²⁰。また、定住が成功した後もコミュニティへ貢献し続けなければいけないのか等の個人の自由に関する部分も今後問題となりうるかと思われる。コミュニティが重要視されているが、多様な文化であるからこそ、コミュニティに留まらずに様々な人々と触れ合う必要があるのではないかと考えられる。

また、オーストラリア経済は、実質 GDP 成長率が 1991 年 7－9 月期から 2017 年 10－12 月期まで 106 四半期連続で景気後退（2 四半期連続のマイナス成長）していない¹²¹。このことからオーストラリアは持続的な経済成長を続けているともいえる。そのため、雇用についても持続的に拡大傾向にあり、移民政策で課題の一つとして挙げられることの多い雇用数制限による雇用問題については、楽観的な見通しとなっている点がヨーロッパ等の移民政策・多文化主義政策と異なる点であるとも言える。

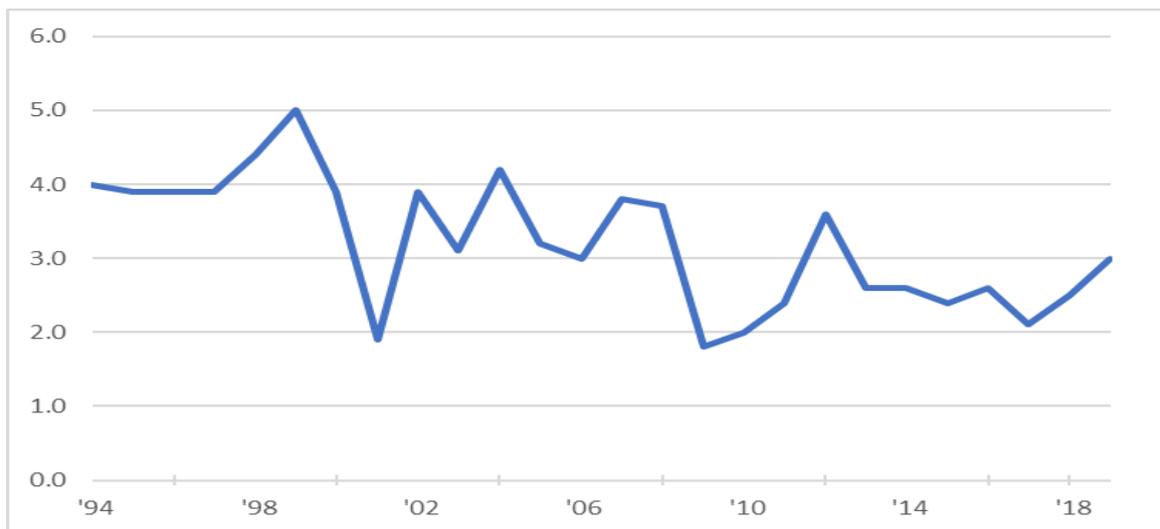
¹²⁰ コミュニティは、文化的・言語的に共通点を持つ人々が構成することが多いため、出生国が同一の場合も多い。

¹²¹ これは世界最長記録であり、現在も更新中である。

図表 4 - 1 GDP の推移 (2017 年 6 月時点) ¹²²



図表 4 - 2 実質 GDP 成長率の推移 (2017 年 12 月時点) ¹²³



また、前述のとおり、本稿において取り上げた多文化主義政策は、単なる移民だけでなく、難民や亡命希望者といった日本では馴染みのないような方々についても対策を立てており、制度の直接的な導入は困難な場合が多いかとも思われる。

¹²² 2018 年及び 2019 年の数値は、経済成長率予測値を基に算出した予測値である。
 ABS, 5206.0 - Australian National Accounts: National Income, Expenditure and Product, Dec 2017, Table 34. Key Aggregates and analytical series, Annual, <www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/5206.0Dec%202017?OpenDocument> (Accessed 2018-01-15).

Budget 2017-18, *Mid-Year Economic and Fiscal Outlook*, <<http://budget.gov.au/2017-18/content/myefo/html/>> (Accessed 2018-01-15).

¹²³ 2018 年及び 2019 年の数値は予測値。

Budget 2017-18, *Mid-Year Economic and Fiscal Outlook*, <<http://budget.gov.au/2017-18/content/myefo/html/>> (Accessed 2018-01-15).

現在の日本は、人口減少や高齢化社会により、事実上の海外から労働力の導入も行われつつあり、今後、移民という形で海外からの移住者が増えないとしても、行政による多様な人種・人材への対応は急務であると思われ、本稿がその一助となれば幸いです。

参考文献

浅川晃広『オーストラリア移民法解説』、日本評論社、2016年

岡元里奈「豪州の国勢調査、オンライン回答を導入」日経グローバル 2016年12月5日号（日本経済新聞社、2016年）

久保田治郎編著『オーストラリア地方自治体論』、ぎょうせい、1998年

自治体国際化協会「オーストラリアの多文化主義政策」『CLAIR REPORT』第358号、2011年

ABC News, *Section 18C: What's all the fuss and why does it matter?*,

<http://www.abc.net.au/news/2017-03-21/section-18c-whats-the-fuss/8374136> (Accessed 2018-01-15).

ABC News, *Victorian Government launches anti-racism campaign in bid to combat rise of far right*,

<http://www.abc.net.au/news/2017-02-19/victorian-government-launches-anti-racism-campaign/8284092> (Accessed 2018-01-15).

ABC News, *18C: Proposed changes to Racial Discrimination Act defeated in Senate*,

www.abc.net.au/news/2017-03-30/18c-racial-discrimination-act-changes-defeated-in-senate/8402792 (Accessed 2018-01-15).

Australian Bureau of Statistics(ABS), *COMPONENTS OF POPULATION CHANGE 3101.0 - Australian Demographic Statistics, Jun 2017*

<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/mf/3101.0> (Accessed 2018-01-15).

ABS, *2011 Census of Population and Housing Basic Community Profile Catalogue number 2001.0*,

http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2011/communityprofile/0?opendocument (Accessed 2018-01-15).

ABS, *2016 Census of Population and Housing General Community Profile Catalogue number 2001.0*,

http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/communityprofile/036?opendocument(Accessed 2018-01-15).

ABS, 5206.0 - Australian National Accounts: National Income, Expenditure and Product, Dec 2017, *Table 34. Key Aggregates and analytical series, Annual*,

www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/5206.0Dec%202017?OpenDocument (Accessed 2018-01-15).

Aitken Creek Primary School, *Digital Citizenship & Safety*,

<https://www.aitkencreekps.vic.edu.au/digital-citizenship---safety> (Accessed 2018-03-15).

AMES Australia, *Learn English*, <https://www.ames.net.au/learn-english> (Accessed 2018-01-15).

AMES Australia, *The Multicultural Hub*,
<https://www.ames.net.au/business-and-government/the-multicultural-hub> (Accessed 2018-01-15).

AMES Australia, *we see*. (2015).

Australian Government, Department of Home Affairs, *Distinguished Talent visa (subclass 124)*,
<https://www.homeaffairs.gov.au/Visas/supporting/Pages/124/eligibility-distinguished-talent.aspx> (Accessed 2018-03-15).

Australian Government, Department of Home Affairs, *Fact sheet - Australia's Migration Programme*,
<https://www.homeaffairs.gov.au/about/corporate/information/fact-sheets/01backgd>
(Accessed 2018-01-15).

Australian Government, Department of Social Services, *Fact Sheet - Australia's Multicultural Policy*
<https://www.dss.gov.au/our-responsibilities/settlement-and-multicultural-affairs/publications/fact-sheet-australias-multicultural-policy> (Accessed 2018-01-15).

Australian Government, Department of Social Services, *Multicultural Australia: United, Strong, Successful*,
<https://www.dss.gov.au/settlement-and-multicultural-affairs/australian-governments-multicultural-statement> (Accessed 2018-01-15).

Australian government, Department of Education and Training, *International student data*,
<https://internationaleducation.gov.au/research/International-Student-Data/Pages/InternationalStudentData2017.aspx> (Accessed 2018-03-15).

Brimbank City Council, *Community Leadership Program*,
<https://www.brimbank.vic.gov.au/community/community-training-and-resources/community-leadership-program> (Accessed 2018-03-15).

Brimbank City Council, *Community Governance Program*,
<https://www.brimbank.vic.gov.au/community/community-training-and-resources/community-governance-program> (Accessed 2018-03-15).

Budget 2017-18, *Mid-Year Economic and Fiscal Outlook*,
<http://budget.gov.au/2017-18/content/myefo/html/> (Accessed 2018-01-15).

Centre for Ethical Leadership, *Recruit Smarter*,
<https://cel.edu.au/news-and-events/news/recruit-smarter> (Accessed 2018-01-15).

Centre for Multicultural Youth, *About Us*,
<http://www.cmy.net.au/about-us> (Accessed 2018-01-15).

CFA, *Our multicultural liaison officer keeps the faith*,
<https://news.cfa.vic.gov.au/-/our-multicultural-liaison-officer-keeps-the-faith>
(Accessed 2018-01-15).

CFA, *CFA Publications in languages other than English*,

<https://www.cfa.vic.gov.au/about/other-languages#japanese> (Accessed 2018-01-15).

City of Melbourne, *Multicultural Hub*, <http://www.melbourne.vic.gov.au/community/hubs-bookable-spaces/multicultural-hub/Pages/multicultural-hub.aspx> (Accessed 2018-01-15).

Conversation, *The government's multicultural statement is bereft of new ideas or policies – why?*,
<https://theconversation.com/the-governments-multicultural-statement-is-bereft-of-new-ideas-or-policies-why-74838> (Accessed 2018-01-15).

EMV, *Community Resilience Framework for Emergency Management*,
<https://www.emv.vic.gov.au/how-we-help/resilience/community-resilience-framework-for-emergency-management> (Accessed 2018-01-15).

Hanson-Easey, S. A., Hansen, A., & Bi, P. *RISK COMMUNICATION PLANNING WITH CULTURALLY AND LINGUISTICALLY DIVERSE COMMUNITIES (CALD): AN ALL-HAZARDS RISK COMMUNICATION TOOLKIT FOR EMERGENCY SERVICE AGENCIES*. (2015).

Health Translations Directory, *About us*,
http://www.healthtranslations.vic.gov.au/bhcv2/bhcht.nsf/pages/about_us (Accessed 2018-01-15).

Herald Sun, *How Greek migration to Melbourne shaped our city*,
<http://www.heraldsun.com.au/news/victoria/how-greek-migration-to-melbourne-shaped-our-city/news-story/485290e53f645054e9251284f5205e31> (Accessed 2018-01-15).

Invest Victoria, *Great people*,
<http://www.invest.vic.gov.au/en/why-melbourne/great-people> (Accessed 2018-01-15).

In Touch, *GET HELP*, <http://www.intouch.org.au/get-help/> (Accessed 2018-01-15).

Jobs Victoria, *Jobs Victoria Employment Network*,
<https://jobs.vic.gov.au/about-jobs-victoria/jobs-victoria-employment-network> (Accessed 2018-03-15).

Justice Connect, *Legacy Caseload work*,
<https://www.justiceconnect.org.au/get-help/referral-service/community-and-legal-aid-lawyers/how-can-we-help-your-community-legal-centre/legacy-caseload-work> (Accessed 2018-01-15).

LaunchVic, *About LaunchVic*, <https://launchvic.org/> (Accessed 2018-03-15).

Laverton Community Education Centre, *Taste of Harmony Day*,
<http://www.lcis.org.au/courses/taste-of-harmony-day/> (Accessed 2018-03-15).

Leadership Victoria, *2018 New & Emerging Communities Leadership Program*,
<https://www.leadershipvictoria.org/programs/new-emerging-communities-leadership-program> (Accessed 2018-01-15).

MFB, News, *Annual reports*,
http://www.mfb.vic.gov.au/Media/docs/MFB3240_Annual%20Report_WEB-1b4d3bde-88ba-4699-b927-2f3f8ebc8ab7-0.pdf (Accessed 2018-01-15).

National Disability Insurance Agency, *NDIS in Victoria*,
<https://www.ndis.gov.au/about-us/our-sites/VIC.html> (Accessed 2018-03-15).

Office of the Victorian Information Commissioner, *AMES Australia (previously known as Adult Multicultural Education Services)*,
<https://foicommissioner.vic.gov.au/about/> (Accessed 2018-01-15).

Parliament of Australian, *Asylum seekers and refugees: what are the facts?*,
https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/pubs/rp/rp1415/AsylumFacts (Accessed 2018-01-15).

Premier of Victoria, *Funding Boost To Keep Our Students Safe Online*,
<https://www.premier.vic.gov.au/funding-boost-to-keep-our-students-safe-online/>
 (Accessed 2018-03-15).

Premier of Victoria, *Statement on Multicultural Australia*
<https://www.premier.vic.gov.au/statement-on-multicultural-australia/> (Accessed 2018-01-15).

Premier of Victoria, *Strengthening Youth Engagement In Victoria*,
<https://www.premier.vic.gov.au/strengthening-youth-engagement-in-victoria/>
 (Accessed 2018-01-15).

QS, *Best Student Cities 2017*,
<https://www.topuniversities.com/city-rankings/2017> (Accessed 2018-03-15).

Royal Commission into Family Violence, Report and recommendations,
<http://www.rcfv.com.au/The-Commission> (Accessed 2018-03-15).

SBS News, Does multiculturalism make a city more 'liveable'?,
<https://www.sbs.com.au/news/does-multiculturalism-make-a-city-more-liveable>
 (Accessed 2018-01-15).

Scanlon Foundation, *Purpose & History*,
<http://scanlonfoundation.org.au/who-we-are/purpose-history/> (Accessed 2018-01-15).

State government of Victoria, Department of Education and Training, *eSmart*,
www.education.vic.gov.au/about/programs/bullystoppers/Pages/esmart.aspx (Accessed 2018-03-15).

State government of Victoria, Department of Education and Training, *Asylum Seeker VET Program*,
<http://www.education.vic.gov.au/training/providers/learnlocal/Pages/asylumseekervetpro.aspx> (Accessed 2018-03-15).

State Government of Victoria, Department of Education and Training, *About the Education State*,

- <http://www.education.vic.gov.au/about/educationstate/Pages/vision.aspx> (Accessed 2018-01-15).
- State Government of Victoria, Department of Education and Training, *Approaches to Teaching Languages*,
<http://www.education.vic.gov.au/school/teachers/teachingresources/discipline/languages/manage/Pages/languageapproach.aspx> (Accessed 2018-03-15).
- State Government of Victoria, vic.gov.au, *Support and Safety Hubs*,
<https://www.vic.gov.au/familyviolence/support-and-safety-hubs.html> (Accessed 2018-03-15).
- State Government of Victoria, vic.gov.au, *Delivering choice and control to people with a disability*, <https://www.vic.gov.au/ndis.html> (Accessed 2018-03-15).
- State Government of Victoria, *Victorian Emergency Management Reform White Paper*. (2012).
- State Government of Victoria, *What is Recruit Smarter?*,
<https://www.vic.gov.au/recruit-smarter.html> (Accessed 2018-03-15).
- State Government of Victoria, Youth Central, *Victorian Government Youth Policy, Building Stronger Youth Engagement in Victoria*. (2016).
- Study Melbourne, *Study Melbourne Student Centre*,
<https://www.studymelbourne.vic.gov.au/help-and-support/study-melbourne-student-centre> (Accessed 2018-03-15).
- The Australian Business Review, *Melbourne set to overtake Sydney*,
<https://www.theaustralian.com.au/business/bettercities/melbourne-set-to-become-nations-most-populous-city-by-2030s/news-story/59ab02029829655b7be9e894a0133cbc> (Accessed 2018-01-15).
- The Economist, *Global liveability has improved for the first time in a decade*,
<https://www.economist.com/blogs/graphicdetail/2017/08/daily-chart-10> (Accessed 2018-01-15).
- The Sydney Morning Herald, *Turnbull evokes Howard on multiculturalism*,
<https://www.smh.com.au/national/nsw/turnbull-evokes-howard-on-multiculturalism-20170320-gv1ofu.html> (Accessed 2018-01-15).
- Victorian Equal Opportunity and Human Rights Commission, *Victorian Equal Opportunity and Human Rights Commission Annual Report 2016–17 - Nov 2017*,
<https://www.humanrightscommission.vic.gov.au/home/our-resources-and-publications/annual-reports/item/1637-victorian-equal-opportunity-and-human-rights-commission-annual-report-2016-17-nov-2017> (Accessed 2018-01-15).
- Victorian Foundation for Survivors of Torture Inc., *About Us*,
<http://www.foundationhouse.org.au/about-us/> (Accessed 2018-01-15).
- Victorian Multicultural Commission, Victorian Multicultural Commission,

<https://www.multicultural.vic.gov.au/about-us/victorian-multicultural-comission>
Victorian. And Proud of It., *Vicky the Truck*,
<https://proud.vic.gov.au/vicky-the-truck/> (Accessed 2018-03-15).
Victorian Ombudsman, *Ombudsman makes submission to Human Rights Charter review*,
<https://www.ombudsman.vic.gov.au/Publications/Submissions/Ombudsman-makes-submission-to-Human-Rights-Charter> (Accessed 2018-01-15).
Victorian Refugee Health Network, *Refer*,
<http://refugeehealthnetwork.org.au/refer/refugee-health-nurse-program/> (Accessed 2018-01-15).
Yarra City Council, *BE SAFE IN EXTREME HEAT*,
<https://www.yarracity.vic.gov.au/contact-us/emergencies/what-to-do-in-hot-weather>
(Accessed 2018-01-15).

【執筆者】 シドニー事務所所長補佐 鈴木 基大（北海道派遣）